

平成22年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成22年12月10日 午前10時00分 開会
午後 4時27分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	森 川 重 裕	市民生活部長	森 田 源千代
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	大 武 勇 吉
保健福祉部長	花 井 義 明	教 育 部 長	中 尾 知 好
上下水道部長	正 田 貴 一	消 防 長	中 島 克比虎
会 計 管 理 者	安 川 登		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	吉 田 賢 二		

6. 会議録署名議員 4番 春 木 孝 祐 14番 寺 田 惣 一

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	10	溝 口 幸 夫	ふるさと納税の推進状況について	市 長 担当部長
			ゲストティーチャーの効果について	
			子ども若者支援制度協議会の今後の取り組みについて	
			蓮花ちゃん効果について	
			バイオマスタウン構想の推進状況について	
			地域活性化事業（仮称：道の駅）構想の推進状況について	
			乳幼児医療費助成制度の今後について	
			妊産婦健康診査公費負担の今後について	
			女性特有のがん検診の無料クーポン配布の今後について	
			新クリーンセンター建設計画の反対運動に対する考えについて	
			市民活動支援助成金制度の現状と今後について	
			幼児2人同乗用自転車購入経費補助制度の現状について	
			磐城第2保育所建替計画の推進状況について	
尺土駅前周辺整備事業の推進状況について				
2	13	川 西 茂 一	財務諸表の公表について	市 長 担当部長
			児童虐待防止対策について	
3	8	吉 村 優 子	図書館の今後の運営について	市 長 教育長
			「イノシシ」等鳥獣害対策について	市 長 担当部長
			土砂等による土地埋め立て等の規制について	市 長
4	1	辻 村 美智子	学校給食について	担当部長
5	4	春 木 孝 祐	学校給食センターの充実・建替えについて	市 長 担当部長
			「おひさま堆肥」について	
			山麓線の安全対策と渋滞解消について	
6	7	藤井本 浩	新市建設計画の進捗と今後の見通しについて	市 長 担当部長

7	9	阿古和彦	財政シミュレーションについて	市長 担当部長
8	18	白石栄一	平成23年度予算編成方針について	市長 担当部長
			新庄商事による林地開発造成工事について	
			国保の広域化について	

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る12月1日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。一般質問の方法は、8名の議員全員が一問一答方式を選択していただいております。

それでは、通告順に従い質問を行います。

最初に、10番溝口幸夫君の発言を許します。

10番、溝口君。

溝口議員 おはようございます。議長のお許しをいただきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、去る9月に行いました一般質問のシリーズ化第2段でありまして、9月には山下市長の任期折り返し点であります時期に当たって、市長のこれまで市民の皆さんにお約束されたいろんなことについての折り返し点での評価、そして今後の意気込みをお聞きいたしました。今回は、その山下市長が各市民の皆さんにお約束された具体的な施策の実績及び今後の取り組みについて、各担当所管の部長を中心に答弁をお願いいたすことにいたします。

なお、私、非常に、お手元に配付されていますとおり、16項目に、いや15項目に近い質問事項を投げかけております。ですから、実績等につきましては、現在出ている数字を示せるものは数字で示していただきたい。例えば、実績何件、この間に立地したというような数字表現をしていただきたい。それから、継続して今後やろうとするような施策事業なのかについては、継続する場合は継続の意志表示を明確にしていきたい。大変、部長各位には失礼なことですが、私、1時間の持ち時間しかありませんので、できるだけ短略にご答弁をお願いしたいと思います。

私の質問する内容につきましては、これ、大字懇談会で配られた施策方針にのっとり、私、思いつくままに、今行われている施策、今後行われ、継続しようとしてされている施策についての現状での状況の質問でありますので、よろしくお聞きしたいと思います。

ほとんど再質問はしませんので、質問席で答弁をお聞きする、1件1件について質問事業を質問席から投げかけたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、まず最初に、ふるさと納税につきまして、現在の進捗状況、実績等が報告できるものであれば、この場をもって報告及び継続についての意志表示もお願いしたいと思います。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまの溝口議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の推進状況についてでございます。ふるさと納税としての取り組みといたしましては、平成20年10月1日に施行いたしました。葛城市ふるさと応援寄附要綱において、魅力ある産業づくり事業、文化財の保存活用事業、元気な人づくり事業、安全安心なまちづくり事業を目的とした事業推進のために広く葛城市内外の方々から寄附を募ることによりまして、スタートをいたしましたところでございます。ふるさと応援寄附の取り組みといたしましては、広く一般の方々に寄附のご協力を願うため、先般、11月7日に開催されましたゆめフェスタ in 葛城に出店もいたしまして、寄附のPRを行ったところでございます。また、市内の企業にも出向き、勤務されているの方々への寄附のお願いを行いながら、市ホームページあるいは広報でもPRを実施いたしているところでございます。今年度からは市外在住の方で1万円以上の寄附をされた方に対しまして、葛城市特産品を用意いたしまして、ふるさと応援寄附のご協力に努めているところでございます。

ふるさと応援寄附につきましては、このふるさと応援寄附がスタートしてから3年目となるわけでございます。平成21年度末で平成20年、21年というような2カ年で7件の220万4,000円を寄附をいただいたところでございます。これにつきましては、全額ふるさと創生基金の方に積み立てをいたしております。また、平成22年度におきましては、ふるさと応援寄附の状況でございます。12月9日現在での受領いたしました額につきましては、26件の272万1,100円となっております。

今後のふるさと応援寄附の取り組みといたしましては、イベントでの寄附のPR、企業の寄附の協力依頼などを実施いたしまして、引き続き、ふるさと応援寄附の更なる充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 ふるさと納税についての推進状況をお聞きしました。今後とも、こういった事業についてさらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、山下市長が取り組まれております学校教育の件について、1点、目新しい取り組みをされております。ゲストティーチャーの効果といいますか、今回行われたゲストティーチャーを迎えて、中学生に投げかけられたメッセージの中の効果として挙げられるものがあれば、ここで述べていただきます。

西川議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 溝口議員のご質問にお答えしたいと思います。本年度から実施しておりますこの事業につきましては、第1回目として日本コカコーラ株式会社会長の魚谷雅彦氏をお招きして中学校ごとにご講演をいただきました。志に向かって、マーケティングはおもしろいの演題のもと、同氏が小学校以来の恩師からいかに大きな影響を受けて、人生を切り開いてきたか、志を持ち続けることがどれほど大切か、どのような分野であれ、目視すべきは1番であるなど、同氏ならではのさまざまなエピソードを交えてご講演をいただきました。講演後の生徒の感想には、初めから無理だと決めず、志を持って何でも頑張ろうと思った、先生や生徒たちの出会いとコミュニケーションを大切にしたい、今できることを一生懸命する、自分の夢

を持ち、ひたすらその夢に向かって進みたい等が少なからず見い出され、中学生にみずからの生き方を考えさせる格好の機会となったと思われます。今後もアスリート、各界の著名人、企業創設者等をお招きして講演などをしていただき、生徒たちが夢と希望を持てるような機会をつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 教育関係が続きますので、2件続けてお答えを願います。

まずは、ゲストティーチャーについては、やはり今後、そういった夢を描かせるような人生を歩まれた方、それから、特に挑戦されている方ですね。人生に対して挑戦されているアスリートとかね。障害を持って頑張ってオリンピックに出られているとか。そういった夢を実現して人生を謳歌するというか、人生に挑戦されているような方もぜひともお願いしたいと思います。

次の2件は、やはり教育委員会関係で、子ども・若者支援の協議会が先日立ち上げられました。この協議会、県のモデル地区として指定されたものですが、今後の取り組みについて、どう考えられているのか。

それともう1点は、昔から當麻、新庄というのは、歴史文化の非常にたくさんある地域で、先人の皆さんは歴史文化を利用してこの地を活性化しようという思いで、よく耳にお言葉を聞いてきました。そういった歴史文化を本当に生かした観光誘致について、特に私はこの葛城市で唯一この歴史文化を表現しているのは、歴史博物館の要するに所在だと思います。市の規模で歴史博物館を持っているところというのは、非常に数少ないと思いますが、この歴史博物館を有効に観光誘致をするための施策として、どのようにお考えなのか。

この2点、教育委員会関係なので、続けて答弁をお願いしたいと思います。

西川議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 溝口議員の2点の質問についてお答えさせていただきます。

1問目の葛城市子ども・若者支援地域事業についてであります。

平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法の施行に伴う本市子ども・若者育成支援事業につきましても、議員各位のご支援と関係機関のご協力のもと、本年10月7日に葛城市子ども・若者支援地域協議会を設立いたしました。本協議会は内閣府及び奈良県暮らし創造部よりニート・引きこもり支援モデル事業の委託を受けての事業となります。11月20日には、市民の皆様を対象に、内閣府より青少年支援担当参事官補佐、鈴木和則氏及び臨床心理士の石田陽彦先生などをお招きし、葛城市子ども・若者支援地域協議会記念大会を開催したところでもあります。

本協議会の内容といたしましては、市内在住の社会生活を営む上の困難を有する子ども・若者15歳から35歳ぐらいまでを対象として、相談を受けたり、継続的なサポートを行ったりする業務となっております。12月より、毎週木曜日午前10時から正午、午後1時から4時までの間、臨床心理士等を配置して、當麻文化会館1階サポートルームにおいて相談業務を受けております。また、本市の若者の就学・就労に役立ち、子ども・若者育成支援施策の基礎

的な資料とするために、今年度中にアンケート調査を実施し、子ども・若者の実態把握を図り、次年度の本事業の推進に役立てたいと存じます。

今後、適応指導教室、子育て支援事業等、関係機関、団体や関係課の情報連携を深めながら事業の取り組みを進めてまいりたいと考えおります。

1点目でございます。

次に、文化財の保存、歴史博物館等の今後の活動についてであります。

本年度におきましては、當麻寺や村井家住宅の門など市内各所の重要文化財等の指定文化財合計7件、當麻曼荼羅文亀本、當麻奥院方丈、當麻寺仁王門屋根、村井家住宅の門の修理のほか、當麻寺、博西神社、村井家住宅の文化財管理事業の保存・修理等の事業を現在実施しております。これら、貴重な歴史文化を守っていくための文化財保存・修理事業への助成措置及び継続的に実施いたしております染野の石光寺旧境内の範囲確認調査など、大切な市内の文化財の保全を図るべく、国や県などともに進めているところであります。

また、歴史博物館におきましては、古代から続く葛城の豊かな歴史文化の様子を、市内出土の考古資料や重要文化財の美術工芸資料などを展示するなどしてご紹介してまいったところ、例年にも増して多くの方々のご観覧を得ることができました。古くから文化的発展を遂げた葛城市区の様子をご理解していただくために、100年ぶりに里帰り展となりました重要文化財、當麻寺縁起絵巻を見て感動したとのご感想も多く寄せられております。また、3日間ではありますが、絵巻と同時出展となった當麻曼荼羅厨子内に発見された板材の落書き資料を公開もし、全国的にホットな話題を呼ぶものとなりました。

さらに、今後の事業といたしましては、葛城忍海の角刺宮で政務をとられた飯豊天皇にスポットを当て、我が国における古代の女帝について考えるシンポジウム「飯豊天皇を考える」を、来年1月30日に開催するなど、市内の歴史、遺産を通して葛城の豊かな古代文化を皆様とともに考え、郷土の誇れる歴史文化の数々を随時ご紹介、ご提供してまいりたいと考えております。このような活動を通して、葛城市に誇りを持ち、葛城市を愛する市民を育てていきたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 答弁いただきました2点についてですね。若者支援のこの制度ですね。要するにその対象者の創出と言いますか、引き出しと言いますかね。支援をしていただきたい方たちをどのようにその場へ出ていただくかと、こういった啓発の努力をお願いしたいと。

それと、歴史文化について、私、この前、昨年この歴史博物館の審議会の委員をさせていただいて、提案させてもらったんですが、葛城市に新たに住民登録をされる方に入場券を無料で配布して、まずは葛城市を知ってもらったらどうですかということ提案させていただきました。これもお金もかかることですが、住民登録される方というのは何百人何千人おるわけじゃないですからね。ぜひとも市が持っている博物館という大事な宝物、言葉に出さなくても見てわかる、啓発ができる施設を有効に使うアイデアをぜひ出していただきたいと思っております。

次に、非常に話題を醸し出しています蓮花ちゃんですね。私は非常に効果を出していると思います。この蓮花ちゃんの効果について、答弁をお願いしたい。具体的に言えば、よく言う経済効果というような想定の効果も出せるのであれば、ぜひ紹介をお願いしたいと思います。

西川議長 大武産業部長。

大武産業観光部長 大武でございます。溝口議員からの蓮花ちゃん効果につきまして、ご答弁を申し上げます。

蓮花ちゃんにつきましては、昨年の10月1日に誕生をいたしまして、1歳と2カ月ということでございます。この間、各種イベントに積極的に参加、出演をさせていただきまして、多くのメディアに取り上げられまして、葛城市の蓮花ちゃん、あるいは蓮花ちゃんイコール葛城市といったことをアピールいたしまして、観光客誘致や特産品のPRに視野を入れながら、葛城市の蓮花ちゃんの定着を目指しまして活動をいたしております。

本年度の活動といたしましては、平城遷都1300年祭と連携いたしまして、4月に香芝市から始まりました葛城市・広陵町・高田市・御所市を開催されました古代の葛城歴史街道ウォークリレー、また、6月の平城宮跡会場での葛城市の日に参加もいたしております。また、その葛城市の日のPRを兼ねまして、大阪市の千日前あるいは道頓堀周辺でのPR活動も行っており、東京、京都、佐賀市等々の県外のイベントにも積極的に出向きましてPRをさせていただいておるところでございます。

また、国の緊急雇用対策事業、国費100%の事業でございますけれども、これを利用いたしまして、着ぐるみに入ってください方をアルバイトを雇用いたしております。これによりまして、當麻の家あるいは當麻寺等に出演する回数をふやしておりますし、當麻寺で行われました東塔・西塔の初層開扉には一月間ございましたけれども、毎日出演をさせていただきまして、観光客の方々に大変喜んでいただいておりますと、こういった状況でございます。

また、職員16名が蓮花ちゃんのPTを結成いたしまして、蓮花ちゃんのプロデュース事業といたしまして、せんとくん、あるいはまんとかんとのバレンタインや誕生日企画、M-1の予選会への出場、大宰府のキャラクター千梅ちゃんとの歌手デビュー、奈良マラソン参加等々新しい企画を提案いたしまして、PRをいたしております。また、M-1出場や歌手デビュー等については、ヤフーのニュースでも取り上げられまして大きな宣伝効果を上げております。

今、ご質問いただいております経済効果という点につきましては、非常にこう数字的に申し上げるのは難しいと思っておりますけれども、誕生して1年余りということで、ことしの事業につきましては、平城遷都1300年と重なっております。蓮花ちゃんだけの効果と見るのは難しい部分がございますけれども、初層開扉のご来場の人数、これは協会発表で4万3,000人という数字でございます。また、夢フェスタにも蓮花ちゃん、出演をいたしまして、その夢フェスタの入場者数3万人という結果でございますので、単純な計算でございますと、その中で市外の方が5万人というふうな計算で行きますと、1人1,000円といたしましても5,000万円、1人500円といたしまして2,500万円と、非常に大ざっぱな計算ではございますけれども、そう

いった経済効果ではないかなというふうに考えております。

また、今後、継続するののかということでございます。当然、蓮花ちゃん、次年度以降も積極的にPR活動を行いまして、葛城市の蓮花ちゃんという形で観光面あるいは経済面に対しても効果を発揮できるように頑張っていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 ただいま、蓮花ちゃんの効果について部長の方からご報告いただきました。非常に効果というのは目に見えないものですが、この緊急雇用の対応に与える効果も大きいですし、当然ながら、県外に来られた、この葛城市に向かって来られた方たち3万人ということで、今、2,500万と、こういう経済効果というはある程度、指標でありますからね。今後ともこういった経済効果であらわせるような指数と言いますかね。効果指数を今後とも出していかれたらどうかと思います。

次に、まず、市長の方から非常に力を入れられているということをお聞きしますバイオマス構想の進捗度ですね。当市が取り組んでおりますバイオマスタウン構想の進捗状況について、ご報告をお願いしたいと思います。

西川議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 失礼します。

溝口議員からご質問のバイオマスタウン構想の進捗状況ということでございます。ことし2月に公表しましたバイオマスタウン構想の進捗状況といたしましては、バイオマスタウン構想とは地域にある有機性の廃棄物を複合的に資源として利用することにより、資源の循環システムを構築し、農村の活性化及び新しい産業を創出することにより、地域の発展を目指そうとするものであります。本市バイオマスタウン構想では、1つ目は、市内で発生する生ごみ、剪定枝葉、農業残さ、牛ふんなどの豊富なバイオマスを堆肥化して、その堆肥利用による循環型農業を推進して、環境に優しくおいしい農産物としての特産化を図ることということが、まず1点あります。2つ目といたしましては、廃食用油等を改修してバイオディーゼル燃料に精製し、利用することにより、資源の循環を推進するものということでございまして、これにつきましては、現在実施中でもございます。

このバイオマスタウン構想を進めるに当たっては、各種専業農家やあるいは酪農家の方とかかわりの深い農林課を中心といたしまして、環境課や新炉建設準備室とともに、11月に担当者レベルによります推進会議を開催したところです。しかし、推進会議時点では、農林水産省関連の国家予算が明確に見えておりませんでしたので、年明けにでも第2回目の推進を開催する予定です。

その後、行政だけでなく、農業関係者や消費者、または大学教授などの関係者を集めまして、葛城市のバイオマス利活用の推進を目的とした協議会を早々にも立ち上げて実施計画を検討していこうというふうな方向でございます。

その前段階としまして、環境課では、ことし10月からふるさと雇用再生特別基金事業を活用して、葛城市循環型社会形成事業を始めています。この事業では、市内の循環型社会を構

築するために市民活動を支援することにより、住民と行政がともに協力し合う市民協働を目指すための基盤づくりをしていくものです。その一環としましては、おひさま堆肥づくりや菜の花プロジェクトがあります。

おひさま堆肥づくりにつきましては、ごみの減量効果と市民参加型事業として昨年5月にスタートし、先月末時点で延べ147世帯の参加を得ています。堆肥化実施作業に当たっては、参加者の方に堆肥づくりのボランティアを募ったところ7名の方のご協力を得て、完熟堆肥化をしておるのが実情でございます。堆肥化した量は、市内全体のごみ量から見ればごくわずかな量ですけれども、でき上がった堆肥は好評を得ており、住民の方へのごみ減量の啓発効果は高いものというふうに判断しております。

また、菜の花プロジェクトにつきましては、県内各地で行われておりますが、内容といたしましては、菜の花を植えて菜種を収穫し、菜種油をとり、食用として使用した後にバイオ燃料に精製し、燃料として使用あるいは活用することで循環型社会の形成を図るものです。また、地球温暖化防止にも効果があり、遊休地利用などにより地域の活性化を目指すものです。この菜の花プロジェクトは現在、農業委員会や市民ボランティアの協力によりまして遊休農地などを利用いたしまして、市内3カ所に菜の花を現在、植えております。この菜の花を通じて、資源の循環利用を住民の皆様に啓発したり、小学生への環境教育につなげていこうと考えているところでございます。

以上です。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 バイオマスタウン構想の進捗状況についてお聞きしました。非常に多岐にわたっての活動を高く評価したいと思います。現在、新クリーンセンターの建設に向けて努力をされておりますが、こういった時期こそ市民皆さんにこういった活動の啓発で廃棄物の減量ということに大きな目標を達成していただきたいと思います。

次に、地域活性化事業、仮称であります、道の駅の構想の現在の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

西川議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、地域活性化事業（仮称：道の駅）構想の推進状況でございますけれども、現在の推進状況といたしましては、計画検討委員会14名、公募いたしましたワーキング会議、これも8月に公募したんですけども、このワーキング会議のメンバー22名によりまして、施設規模、経営、運営方法について、検討いただいているところでございます。特に、ワーキング会議では現在3班に分かれまして、検討をいただいております。農産物については、生産品が偏らないような作づけ、生産力の整備、加工品の開発、また、道の駅を拠点に市内各地に点在いたします観光資源をつなげるルート選定、ルート整備、農業体験、農業民宿、酪農を生かした乳製品の製造、ブランド化、農産物加工のキッチン工房、バーベキューハウスなど、現時点では参加をいただいている方より多くのアイデアを出していただいているところでございます。今後は、経営運営方法につきましても検討いただき、年度末までに提出いただいたアイデアを絞り込み、検討委員会に諮り、施設規模、経営運営方法につい

て決定していきたいと思っております。

また、奈良県が進めます1市1まちづくりも今回の事業とあわせまして、県関係課職員が、計画検討委員会メンバーにお願いし、進めているところがございます。葛城市にはすでに道の駅があり、それぞれが共存できるよう他にはない一味違った施設になるよう検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 仮称道の駅構想の進捗状況についてお聞きしました。現在、ワーキンググループを結成されて、運営、それから規模、いろんなアイデアをまとめられているということですが、ぜひともその都度、何らかの形で議会への報告をお願いしたいと思います。

次に、乳幼児の医療費制度について、今後どのように取り組みをお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

西川議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 溝口議員の乳幼児医療費助成制度の今後についての質問にお答えさせていただきます。

葛城市では合併協議事項の中で、子育て支援の一助として平成17年4月より県に先駆け、所得制限を撤廃し、一部負担をお願いしながらも幼児医療の対象者を就学前までに引き上げ、市単独の事業として入院・通院も含め、医療費の助成範囲を拡大して実施してまいりました。そして、奈良県の子育て支援の施策の中で、乳幼児医療制度の一部改正が行われ、所得制限はあるものの、平成19年8月から就学前までの児童の通院にかかる医療費にも助成範囲が拡充され、実施されることになりました。そのことにより、今まで市単独で行ってまいりました事業費にも、県補助となることから市の財政負担が軽減されたものでございます。また、医療機関の窓口での自己負担割合は、3歳未満が2割負担となっていましたが、平成20年4月からは健康保険法の改正により、就学前まで2割に引き下げられました。このような状況の中で、小児医療費助成制度の導入を検討する上におきまして、年齢を小学校卒業までを対象として、医療、歯科の外来、調剤、入院の全てを医療費対象として助成を行えるかどうか、財政面からの検討を行いました。全ての医療費を対象にすれば、年4,000万円余り必要とする中、市を取り巻く財政状況を照らし合わせながら長く続けられる制度として歯科外来と入院を対象とした小児医療費助成制度を平成21年4月からスタートしたものです。その平成21年度の実績といたしまして、受給者数は2,044名で、決算額は449万2,967円となっているところでございます。

この小児医療費助成制度の今後につきましては、市を取り巻く財政状況はますます厳しさを増すことが予想されるところです。このような状況の中で、子育てに対する負担を少しでも軽減できるように、今後まだまだ改正されるであろう医療保険制度の状況を注視するとともに、財政状況を十分に勘案しながら時期を待って前向きに考えていきたいと思っております。あわせて、この制度の対象となる方には、できるだけ利用をいただけるよう周知に努めていきたいと考えている所存でございます。

以上です。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 答弁いただきました。ぜひともこの制度の堅持に向けて十分なる検討をお願いしたいと思います。

次に、妊産婦健康診査の公費負担の今後についてと、女性特有のがん検診の無料クーポン券配布の今後について、これらは保健福祉部の方でやられている事業なんです、これについての今後の見通し及び考え方をお聞きしたいと思います。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 溝口議員のご質問にお答えいたします。

1点目の妊産婦健康診査公費負担の今後についてでございます。正常な妊娠の経過を確認し、ハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する合併症などの予防、胎児異常の有無の診断など、妊婦や胎児の健康を守るために、平成20年度から妊産婦健康診査の公費助成が行われ、それまでの1回から5回となりました。また、平成21年度からは、厚生労働省より望ましい妊娠・妊婦健診の回数は14回とされることから、14回の回数で妊婦が健康費用の心配をせずに受診できる基本券14枚と追加項目を受診する追加券18枚、計32枚の助成券方式、助成金額も奈良県において統一で、1人当たり8万円となったものでございます。

市町村への財政支援も6回目以降につきましては、国から県基金に交付され、2分の1の県費補助金として財政措置の拡充がされてきており、残りの市負担分につきましては、交付税措置の拡充が行われたところでございます。平成22年度には、1回から5回目の健診の間に5,000円を加算いたしまして、1人当たり8万5,000円の助成となっております。ちなみに、21年度の実績におきましては、延べ736人、金額にいたしまして2,185万3,000円の支出がございました。

しかしながら、6回目以降の国の財政支援策による妊婦健康診査公費負担助成制度は平成22年度末とされており、次年度においても妊婦健康診断を市町村の一般財源のみで健診回数、助成金額を維持していくのが、各市町村とも厳しい財政状況の中、大きな課題となっております。次年度へ向けての継続につきましては、葛城市としては国の公費助成措置がなくとも平成22年度中に母子手帳を交付した妊婦の方については、年度をまたがりましても平成23年度において出産までの妊婦健康診査につきましては、今年度と同じ公費助成を考えております。

また、23年度に新たに母子手帳を交付する妊婦の方につきましては、妊産婦健康診査公費助成の継続について、国、県の動向及び近隣市町の状況等を踏まえて、助成に向けて検討してまいりたいと考えております。

2点目の女性特有のがん検診の無料クーポン券の配布の今後についてでございます。

国のがん対策推進事業の一環で、平成21年度から国の補助事業で該当する節目年齢の方の子宮がん、乳がん検診の自己負担の受診料が無料になりました。これは、女性特有のがん対策の推進として、女性のがん検診受診率を飛躍的に向上させて、乳がん、子宮がんの早期発見、早期治療を行い、がんによる死亡を減らすことを目的としているものでございます。補

助率は、平成21年度の当初は国庫が10分の10の負担でしたが、今年度は2分の1となっております。今年度は、検診費用が無料化される年齢は、昨年4月2日からことしの4月1日までの間に、子宮頸がん検診が20歳、25歳、30歳、35歳、40歳になられた方、また、乳がん検診につきましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になられた方となっております。本市の子宮頸がん検診の対象者は約1,220人、乳がん検診につきましては、1,270人でございます。この対象の方全員に個別通知をして、検診手帳とクーポン券の配布を行い、受診勧奨を行っております。平成21年度の女性特有がん検診の受診者は、子宮がん、乳がん合わせまして631名の方が受診されました。額にいたしまして453万1,500円でございます。

事業継続につきましては、国のがん対策推進協議会で公表されました厚生労働省の平成23年度がん対策予算概算要求において、女性特有のがん検診推進事業が上げられていることから、国の動向及び近隣市町の状況を踏まえて、助成に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 2件についての助成に関する自治体の公費負担についての質問をさせていただいた。私は非常に先ほどご質問しました乳幼児の医療費の助成を含めて、この3点というのは非常に葛城市、手厚い行政を行われているというふうに評価します。今後、国が助成を例えば2分の1にするとか、2分の1だったものをゼロにするとかいうような動きの中で、今までの補助の金額を100%達成しようとするれば無理かもわかりませんが、制度の維持というのはできるわけですね。8万円だったものを国が4万円出さなくなったら4万円は市が出したらいいわけですから、ぜひともそういった制度の維持というものも考慮に入れて今後を検討していただきたいと思っております。

次に、実は、新クリーンセンター建設計画の反対運動に対する行政の考え方についてお聞きしたいと思います。これは、新市計画の計画ではなしに、今現在行われている反対運動についてどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

西川議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 今お尋ねの新クリーンセンター建設計画の反対運動に対する考え方についてということでございます。

焼却炉につきましては、現在、新庄・當麻両地域にあります既存の焼却炉を1つにして、効率化を図ることが新市建設計画の中に盛り込まれております。焼却場は日常生活に必要な不可欠な施設ですが、一般的にいわれる嫌われ施設であるということにつきましても十分承知しております。今回、葛城市で生じます燃えるごみを1カ所で焼却する施設となるわけですから、当該大字住民の方々のご理解とご協力があってこそ初めて建設が可能となる施設でございます。この建設予定地域におきますところにおいて、反対である、あるいは賛成であるという意見は当然出てくるものというふうな認識もしております。溝口議員お尋ねの反対運動に対する考え方ですが、現在、反対を表明されています代表者の方に、市との面談日を設定していただく依頼を行っているところでございます。市といたしましては、反対されてお

られる住民の方と話し合いの場を持たせていただき、焼却炉建設についてのご理解が得られますように誠心誠意努力をさせていただき、推進に向けての前向きなこちらの姿勢も示させていただけたらというふうな思いでおります。

以上です。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 今、反対運動に対する考え方をお聞きしました。そういった方たちとの面談を通じて、やはり誠心誠意、この市の現状を、また、新クリーンセンターの建設がどう必要なのかということをも情熱を持って伝えていただくようお願いしたいと思います。

実は、この新市建設計画にかかわる、今、クリーンセンターのことを聞きましたが、最後に、磐城第2保育所建替計画の推進状況と、尺土駅前周辺整備事業の推進状況をお聞きしようと思うんですが、非常に時間が迫ってまいりましたので、新市計画の状況について藤井本議員の方から一般質問が出ておりますので、ここでお答えが聞けるものと思いますので、ご依頼したいと思います。

私の方はあと2点ありまして、1つは市民活動の支援制度ですね。1件につき、20万円の支援制度を開始されました。これの現状と今後どのように継続していくのかをお聞きしたいと思います。

それともう1点は、これも同じく多分担当は企画部だと思いますので、乳幼児2人同乗用自転車、要するに今はやりでPRしています乳幼児を2人乗せて同乗する自転車を購入の際の補助を出すという制度を取り組まれていると思います。

あ、これ、違いますか。

西川議長 うん。企画部と総務部に分かれていますけど。

溝口議員 それでは、まず市民活動支援助成金制度の現状と今後についてお聞きします。

西川議長 森川企画部長。

森川企画部長 ただいまの質問でございます市民活動支援事業でございます。

この事業につきましては、市民の方々がまちづくりに参加していただきまして、その市民の公益活動の活性化を図っていきまして、それが魅力のあるまち葛城市の実現につなげていこうと、こういう趣旨でございます。1団体20万円を限度として、助成をしていこうという事業でございます。

初年度ということで、本年度は4団体から応募がございました。まず、応募されました事業内容を簡単にご説明いたしますと、まず1つ目の事業は、合唱構成「ぞうれっしゃがやってきた」葛城市民実行委員会によりまして、「ぞうれっしゃがやってきた」という絵本にもなった実話をもとに構成する上演事業でございます。

2つ目の事業でございますが、日の谷水車蕎麦の会によりまして、そばづくりを通しての山麓地域の環境整備、並びにそば打ちどころとしてのブランディング化の事業でございます。

3つ目の事業といたしまして、特定非営利活動法人葛城市きてみてネットによりまして、ウェルカム・トゥ・葛城市と題した外国人の訪問客の誘致のための、日本語のほか6カ国語による葛城市紹介冊子の作成事業でございます。ちなみに、6カ国につきましては、英語、韓

国語、中国語、フランス語、ブラジル語、ポルトガル語という事業でございます。

それと、最後に、竹内街道の保存会によります竹内街道流域におけるホテルの復活活動を通じての竹内活動の景観保全、景勝事業でございます。

以上の4事業が書類によります1次審査を経まして、2次審査であります公開によりますプレゼンテーションを行った上で審査会を通過し、採択として決定いたしましたわけでございます。今後のスケジュールでございますけれども、3月をめどにいたしまして団体に参加いただく事業報告会を開催いたします。全ての4団体による報告会を催すわけでございます。なお、要綱では事業のスケジュールの関係で年度末までに終了しない場合は、1年間を限度として延長できるものとしていたしております。事業報告会までに事業が完了しない団体につきましては、中間報告ということで発表を願うわけでございます。補助金につきましては、事業完了後にお支払いをいたすことでございます。また、それぞれの事業が完了いたしましたら、ホームページ等で紹介をさせていく予定をいたしております。本年度は初年度ということでもありまして、4事業の応募にとどまったわけではございませんけれども、継続事業として来年度はさらにPR等を重ねながら、多くの応募がいただけるように努めてまいりたいと、こういう意気込みでございます。

以上でございます。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 お聞きして、今、非常に感動しております、この4つの団体の行われている活動というのは非常に目新しいといたしますかね。また報告会を楽しみにしたいと思います。

次に、間違いまして企画と言いましたが、総務部が担当ということで、幼児2人同乗用自転車の購入費の補助制度について、現状をお知らせ願いたいと思います。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 溝口議員の質問にお答えいたしたいと思います。

幼児2人同乗用自転車の購入補助事業についてでございます。この事業につきましては、平成15年7月に制定をされました次世代育成支援対策推進法に基づきまして、子育て支援に関する行動計画策定指針が平成21年3月に告示になったところございまして、その指針の中に現在、幼児2人同乗用自転車の開発に向けた取り組みが行われることを踏まえ、少子化対策あるいは子育て支援の観点から、幼児2人同乗用自転車の普及が促進されるよう貸し出し制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討することが必要であるという記述がされたわけでございます。それを受けまして、平成21年7月に道路交通法及び各都道府県の道路交通法の施行細則が一部改正となったところございまして、16歳以上の自転車運転者が、適合する自転車に限りまして6歳未満の幼児2人を同乗させ、道路を走ることができるようになったということでございます。これを受けまして、葛城市におきましては、平成22年3月にこの基準に適合する自転車を購入する市民を対象といたしまして、購入に際しての負担を軽減する助成措置といたしまして、今年度、幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱を制定をいたしまして、市広報あるいは大字の懇談会におきましても紹介を申し上げたところでございます。

この補助金の交付対象となる自転車につきましては、社団法人自転車協会が証明する安全環境適合車であるBBAマーク、幼児2人同乗基準適合車マークが貼りつけられた自転車となっておるところでございます。補助金の額につきましては、自転車の購入価格の2分の1に相当する額ということになっておりまして、4万円を限度として助成を行っているところでございます。ことしの11月末現在におきましての申請につきましては、8台の申請があったところでございます。今後も引き続きまして、幼児2人同乗用自転車の購入補助事業につきましては、市民に広く周知できますように、市ホームページ等におきましても紹介をいたしまして、充実に図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

西川議長 溝口幸夫君。

溝口議員 今、お答えをお聞きしまして、2分の1の上限4万円を8件の申請を受けているということです。こういったこともやはり子育てに関する当市の積極的な取り組みだと評価します。

多岐にわたってご質問させていただきました。残り2件の新市建設計画にかかわる磐城第2保育所建替計画、それから尺土駅前周辺の整備事業については、後ほどの藤井本議員のご質問に期待をかけて、答弁は多分重なるものだと思いますので、お答えをいただきたいと思えます。

終わりに、実はこういった多岐にわたってご質問させていただいたのは、こういった事業を積極的に理事者は取り組んで、各職員の皆さんは努力をされておられるんですが、市民の皆さんに対する、要するに市民の皆さんというのはサービスを提供する事業を知った人と知らなかった人では、これ、平等な受益は得られないわけですね。ぜひともこのあたりを一工夫、要するにもう少し知恵を出していただいて、せっかくやっているものが、例えば20件の枠があるのを8件で終わってしまう。そういったことで本当は需要は20件だったというようなことというのは非常に私、それは積極的に知ることによって受益を得られるもんやでと言われればそうですが、常々思うのが、やはりサービスを提供する自治体は市民皆さんに知ってもらうことの努力をぜひお願いしたいなと思えます。

それと、私、ここでお聞きした内容については、私の議員活動として、当然ながら3月議会に来年度の予算編成の報告が行われます。こういったところで今お答えをいただいた答弁内容を参考に、市政に関して積極的に議員として取り組んでまいりたいと思えます。ぜひとも、葛城市民の皆さんの幸せづくりのために各部長を初め、各職員の皆さんは市長、副市長、特別職の意向を酌んで、今後とも努力をしていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

西川議長 これで溝口幸夫君の発言を終結いたします。

次に13番、川西茂一君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

13番、川西君。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 それでは、皆さん、改めましておはようございます。公明党の川西茂一でございます。た

だいま議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

初めに、財務諸表の公表についてお伺いいたします。

約3年前から質問させていただいております。財務諸表4表について、担当部長よりご説明をお願いいたします。また、将来の展望のつきましては、市長にお伺いいたします。

もう1点、児童虐待防止対策、また高齢者虐待防止対策について、本市の状況、対策等について、担当部長にお伺いいたします。市長には、児童、DV、また高齢者の虐待についての施策についてお伺いしたい、このように思っております。

私の今回の質問項目は2点です。時間もありますので、どうかひとつゆっくりとご答弁していただきたい、このように思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。なお、各項目につきましての質問は、質問席より行わせていただきます。

以上でございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず初めに、財務諸表の公表についてお伺いしたいと思っております。現在の自治体の一般会計、また特別会計は、歳入歳出という年間の現金の出入りだけを記録する単式簿記になっております。予算、決算のときには、その年に行われた事業の内容についてはよくわかりませんが、長期間にかけて蓄積されている社会的資本や、また返済すべき債務の残高の年々の変化等は読み取ることは、これは不可能であると思っております。合併特例債によります大きな事業も残っております。今こそ、本市の現状をよく知って、将来の負担の負の遺産を少なくする努力が必要であると私は考えます。

このたび、総務財政課より、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、この4表が葛城市財政書類として作成されました。これは、新地方公会計制度に基づくものであって、総務省方式の改定モデルで作成されております。全ページ、24ページにわたる財務書類となっておりますが、各議員のお手元には既に配付をされておりますが、記載されております数字について説明しますとかなりの時間がかかりますので、本日は財務諸表4表についての説明を行っていただきたい、このように思っております。担当部長によりましてお願いを申し上げます。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまの川西議員の質問にお答え申し上げます。財務諸表についてでございます。

この財務諸表の作成についてでございますが、その経緯といたしまして、国の流れにおきまして、全地方公共団体に対する公会計の整備と資産・債務の改革の推進が打ち出されたところでございます。行政改革の重要方針、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、財政運営と構造改革に関する基本方針2006について、それから、経済財政改革の基本方針2007について、等々におきまして、その要請がなされたところがございます。それに基づきまして、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備等につきまして取り組むこととされたところがございます。総務省では、新地方公会計制度研究会の設置がなされまして、基準モデルと総務省方式の改定モデルという2つの公会計モデルが提案されたところございまして、奈良県におきましては、こう

いった国の公会計に対する流れの中で、県内の市町村が円滑に公会計改革の実施、総務省方式の改定モデルに準拠して整備していけるようにということで、奈良県の市町村振興協会の協力の中、平成21年度、それから平成22年度の2カ年度にわたりまして、合計16回の県内全市町村を対象とした研修会が継続的に実施され、ことしの2月でもって、いわゆる研修が終了となったところでございました。

本市もこの研修会に参加いたしまして、平成20年度の決算統計の数値をもとに、一般会計を初めまして、全ての特別会計、それから水道事業会計、それから市の土地開発公社、市の社会福祉協議会をも含めまして、普通会計ベース、また連結によります財務書類を作成をしたところでございます。作成の初年度でもございまして、まず議会に報告をさせていただいた後、ホームページ等におきまして公表をさせていただく予定をいたしております。

この財務諸表でございまして、貸借対照表でございまして。いわゆるバランスシートでございまして。地方公共団体がどれほどの資産や債務を有するかについての情報を示すものでございまして。住民サービスを提供するために保有する財産と、その財産をどのような財源で調達したかを対照的に示しておるところでございまして、これに整備した社会資本の状況、その整備に投資してきた資産の状況を見ることができるとなっております。

また、行政コスト計算書でございまして、地方公共団体の一会計期間におけます経常活動に伴うコストと、使用料・手数料などの収入を示すものでございまして、これは資産を形成しない行政サービスの対価として得られた財源を対比いたしております。経常的なコストと、それを受益者負担でどれほどでもっていわゆる賄っているかを把握することが可能となっております。

また、純資産の変動計算書でございまして、地方公共団体の純資産、すなわち資産から負債を差し引いた残余が一定期間にどのように増減したかを示すものでございまして、この純資産変動計算書の計算結果は、将来世代の財産や負債の増減をあらわしておるところでございまして。

そして、資金の収支計算書でございまして。現金の流れを示しておるところでございまして、収支の性質に応じまして、経常的収支、公共資産整備収支、投資財務的収支などに区分して表示をされておるところでございまして。このことによりまして、地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされるのかということがわかるようになっておるところでございまして。

この財務諸表の内容を申し上げたところではございますけれども、現金主義に基づいた財務を長年行ってきております我々におきまして、初めて発生主義の観点から財務の見方というものが加わったわけでございまして。特に、公共資産の把握面でおくれていた地方公共団体にとりましては、今後、資産の把握、将来の管理運用面での方針が求められてくるわけでございまして、公共資産に係る財務書類用の固定資産台帳の整備等を行いながら、今後はより精度を高めた財務書類の作成に努めていきたいと考えておるところでございまして。

以上でございます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 大変ご苦勞をおかけしました。2年間にかけて、またこの16回ですね、研修もしていただ

きまして、本当にご苦労さまでした。特にこの総務財政課長初め、担当のスタッフの方には本当にこの努力のおかげで、今、部長が説明いただきました財務書類4表ができ上がりました。近隣の12の市の中で、7番目にできたということです。他の市に比べまして、中身の非常に充実した立派な諸表です。評価できます。本当にご苦労さまでした。ありがとうございます。

ただ、内容につきましての、特に数字なんですけれども、これはやはり完璧なものではないという部分もあるというふうに聞いております。どうか1つのマニュアルができたとということで、今後その部分に数値等の変更をして、またより精度の高い財務諸表として作成をしていただきたい、このように思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

また、市民の方々には、後ほど市のホームページを通じて公表させていただくことになっておりますので、ごらんをいただきたい、このように思います。

この件に関しまして、市長にお尋ねをいたしたいと思います。総務部長よりご説明がありました。また、この本市の財務書類をごらんになられたことと思いますが、本市の将来の展望について市長のご意見をお伺いしたいと思います。

西川議長 山下市長。

山下市長 ただいま川西議員からの質問お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ちょっと大きな話でございますので、今まで我々は単式簿記でやってきた、それに発生主義の複式簿記が入ってくるということで、担当した課も学びながら学びながらやってきた状況で、全てそれをのみ込めているわけではないというふうにも思います。また、それ以外の課、財政担当以外の課も、今までずっとやってきたところから、新しいものも加えてということで、恐らく大きなカルチャーショックであるというか、そういうものがあるんだというふうに思いますし、その諸表の活用の仕方等もこれから研究をしていかなければならないであろうというふうに思います。地方公共団体が果たすべき役割の中に、この新しいBSなり、こういったものをどのように活用していくのかというのは、これからいろいろと国も含めて大きく研究をされていくであろうというふうに考えますし、当市としましても、この諸表をいろいろと活用させていただきながら、住民の皆さんにわかりやすい葛城市の現在の状況であるとか、将来の展望であるとか、そういったものが示すことができるように我々も努力をしていかなければならないというふうにも思いますし、ただ、その中に、先ほど言いましたように、地方公共団体が果たすべき役割で数値で把握するだけではなく、担っていかなければならない役割という部分、扶助費であるとかそういった部分ですよね。そういったところもどのように考えていくのか、しっかりとこれから国の方針等も見定めながら、それを加味してあらわしていけるようにできたらというふうに思っております。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 市長からもご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。やはりこのバランスシート、貸借対照表というのができたことによって、現在の状況を掌握することができると思います。また、その将来の計画を立てることができると思うんです。夕張市のように財政が破綻してからでは遅いと思います。その点を計画を立てるということで、私はこの諸表

というのを大事にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。それと、やはり市民の皆さんが本当に葛城市に住んでよかったと実感できる行政運営に役立てていただければと思いますので、どうかその点もよろしくお願いを申し上げます。

次に移ります。

児童虐待防止、また高齢者の虐待防止対策についてお伺いいたしたいと思います。

毎日、新聞・テレビで報道されていますように、児童虐待が増加をしております。平成19年度の虐待対応件数は全国で約4万600件ありました。平成11年度の3.5倍となっております。統計をとり始めましてから毎年増加しております。これはあくまでも表にあらわれた件数だけですので、まだまだあるのではないかというふうに考えられます。また、相次ぐ児童虐待による死亡事件があり、年間50件の死亡実例が発生しております。1週間に1件の発生となっております。特にこの死亡した子どもさんというのは、ゼロ歳児からが約4割を占めているということです。本当に大変悲しいことであると思います。本市の児童虐待等の通報、または相談があるのか、担当部長にお伺いいたします。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 川西議員の児童虐待の葛城市における相談等現状についてのことについてお答え申し上げます。

急激な少子化の進行を初め、核家族化や地域のかかわりの希薄化等、社会環境が大きく変化する中で、家庭や地域での子育て機能が低下し、子育ての孤立化による子育て不安や、不安感を抱える保護者がふえております。次代の社会を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ社会をつくることは我々大人に課せられた責務でございます。しかし、子どもをめぐるさまざまな問題が生じており、中でも児童虐待の相談件数は年々増加しており、深刻な状況でございます。子どもへの虐待は子どもの心身の成長、人格形成に重大な影響を与えるばかりか、ときには命さえ奪ってしまいます。児童虐待は家庭の中という密室で起こるため、早期に発見することは非常に困難な面がございます。

そのため、児童虐待防止法では、虐待されているかもしれない子どもを発見した全ての人に関係機関への通告義務を課しています。葛城市では、子育て福祉課が通告先になっております。葛城市における通告や相談を受けた件数につきましては、平成20年度で29件、平成21年度では34件、平成22年度4月から10月までで23件ございまして、年々多くなってきております。これは、通告義務が浸透してきたものであると思います。子育て福祉課に寄せられた情報をもとに関係機関が調査を行い、児童虐待である場合には、虐待防止ネットワークにおいてケース会議を開き、情報交換を行い、方針を協議し、対応しているところでございます。

以上でございます。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 今、部長からご答弁をいただきましたが、やはり葛城市も年々増加している傾向にあるということが伺われます。この問題に関して大事なことは、発生を予防すること、虐待に至る前に気になるレベルで適切な支援をすることが必要であると思います。それには育児の孤立

化をなくすということ、また、育児不安をなくすということ、また、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対策が必要であるのではないかと私は思います。

そこでお伺いいたします。本市の対策について担当部長にお伺いいたします。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 虐待防止のための対策でございます。児童虐待の防止につきましては、虐待の未然防止と深刻化防止の2つの意味がございます。未然防止は、保護者が虐待に陥らないように子育て支援をすることが基本となります。単に子どもをたたかなかったり、子育てを拒否、放棄しないことではなく、家族みんなが子育ての楽しみを感じて、それを分かち合えるよう支援することでございます。未然防止にとって、最も重要なことは、家族や近隣などの社会とつながっているという実感を持ってもらうことでございます。深刻化防止にとって大切なことは、虐待に早く気づくことでございます。そのためには、関係者だけでなく地域に暮らす大勢の人たちに子どもへの関心を持ってもらうことから始まります。一人一人の子どもに関心を持つことで、子どもの様子が変だな、いつもと違うなと感じることが出来ます。このようなことから、子育て福祉課では、子育て支援センター事業として、集いの広場、年齢別集い、子育て教室を新庄健康福祉センター内の子育て支援センターや磐城・當麻児童館、當麻文化会館で実施しています。家庭相談員によります子育て相談も実施いたしております。市内の6つの保育所では、にこにこ広場を開設しております。保健センターでは、乳幼児健診時や予防接種時には、保健師が子どもや保護者の様子を観察しながら相談にも応じているところでございます。また、子育てに関する情報を知ってもらうため、葛城っ子という子育て情報誌を発行し、4カ月健診時に配付しておるところでございます。また、広報かつらぎにも毎月、子育て支援センターだよりを掲載しております。

ことし4月以降の母子手帳交付者を対象に、民生児童委員さんのご協力によります生後4カ月までの訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業も始まりました。これら子育て支援の情報により多くの人に知ってもらえるよう市の広報紙やホームページ等を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 今、部長からいろいろと制度があるということをお教いただきました。意外とこのことが知らない方が多いのではないかと感じるように感じております。どうかひとつこの情報をより多くの方に知ってもらえるように努力をしていただきたい、このようにお願いします。

その中に今ありましたけれども、こんにちは赤ちゃん事業ですか。民生児童委員さんが協力していただいている分ですけれども。この点をもう少し詳しくご説明願いたいと思います。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 こんにちは赤ちゃん事業についてでございます。おおむね生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために家庭に訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整

備を図ることを目的とするものでございます。葛城市では、「安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように地域であなたの子育てを応援します」ということからこの事業を民生児童委員さんの皆様にご協力をお願いしながら実施しているものでございます。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 将来の宝物と言える幼児を、ひとつしっかり民生委員さんにご協力を願って育てていただきたい、このように思っております。

それでは、次に移ります。次は、高齢者の虐待防止についてお伺いさせていただきたいと思っております。

まず、高齢者の虐待というのは、本当にさまざまな要因が重なり合って発生するというふう言われております。その表面上の行為のみにとらわれず、その背景にあるさまざまな要因を探り、また状況を正確に把握することが大事ではないかと思っております。本市の対応について、担当部長にお伺いいたします。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 高齢者の虐待の葛城市の現状等についてお答えいたします。高齢者世帯の独居、核家族化が進み、これと並行して女性の社会進出も目覚ましくなっております。これに伴い、高齢者が高齢者を介護せざるを得ない老老介護現象が増加し、家族員の減少が家庭内介護力を著しく低下させております。これに世代間での老親扶養意識の格差の拡大化、価値観のギャップなどが家庭での高齢者虐待につながっていると思われまます。擁護者の側としては、擁護者が1人で手伝う人がいない、相談できる相手がない、身体的・精神的に疲れている場合が多いなど多様であり、また、被害者は介護してくれる家族や人を悪者にできない、家を離れたくないなどの理由で被害を訴えないケースが多いという傾向もございませす。被害者本人には、虐待されているという自覚がなかったり、また隠そうとする人も少なくありません。葛城市に受けた相談といたしましては、平成20年度で3件、平成21年度で6件、平成22年10月末現在で1件でして、数字的には多くございませませんが、先ほど申し上げましたことが要因で、被害者本人がなかなか通報しないケースが多いのではと推測できます。葛城市での相談件数の中でも、本人からの通報は2件のみで、通報者の多くは介護支援専門員など職務上知り得たケースがほとんどでございませす。地域包括支援センターでは事実確認、立ち入りなどを行い、関係各機関とも連携をとり、早期の対応を行っておるところでございませす。

以上でございませす。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 虐待防止について、いろいろとご説明いただきました。この虐待防止するための対策というのが、私は本当に大事ではないかというふう思っております。この点については、部長、どのように考えていらっしゃいませすか。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 高齢者虐待への対応は、早期発見、早期対応が原則ですが、さらに大事なのは発生の予防でございませす。最も一般的なものは、地域内における介護専門職や住民への周知・啓発を行った上での連携した取り組みの強化でございませす。本市においては、虐待を受けや

すいとされる要介護者に着目して、家族介護教室の実施や地域包括支援センターが実施いたします介護支援専門員連絡協議会の活用により、予防活動を展開いたしております。家族介護教室は、介護者のストレスの軽減を図り、介護支援専門員連絡会議では地域の介護支援専門員が一同に参画し、居宅介護支援の専門職としての立場から要介護者本人や家族の支援を適切に行うことでいずれも虐待を防止する効果が見られます。

一方、要介護者以外の高齢者においても、できる限り社会サービスを利用しやすくすることも重要な課題でございます。そのために広報などの啓発活動や日常生活ニーズ調査、またそれにかかわります補足調査などを通じて、ハイリスクの高齢者の掘り起こす活動も今後の虐待防止施策として期待しておるところでございます。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 今いろいろと部長から施策についてお伺いいたしました。これも児童虐待と同じように、本当にこういったものがあるんかということが余り知られていないというふうに思うんですけども、その辺の周知徹底もぜひお願いいたしたいと思います。

もう1点、お尋ねしたいんですけども、非常に高齢化率が高くなってきております。またそれに伴って、ひとり暮らし、単独所帯と言うんですか、これも非常に増加をしておると思っています。この点に対する事業内容というのもたくさんあると思うんですけども、担当部長にお伺いします。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 ご質問のひとり暮らしの単独世帯に対する事業内容についてお答えいたします。

葛城市では、ひとり暮らしの方を対象に実施している事業、サービスにつきましては、火災報知機等の日常生活用具を給付する日常生活用具給付事業、ボランティア団体が調理した弁当を昼食時に届けるとともに安否確認を行います配食サービス事業、軽度な日常生活上の援助を必要とする方に対し、シルバー人材センターより援助員を派遣し援助を提供する軽度生活援助事業、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時にあらかじめ組織された地域支援体制により迅速かつ適切な対応を図る緊急通報装置貸与事業、訪問員を設置し、ひとり暮らし老人の居宅に訪問されることにより安否確認とともに孤独感を解消し、健全で安らかな生活を送ってもらうことを目的といたしますひとり暮らし老人訪問事業、郵便局と連携いたしまして年3回手紙を配達する際に声かけをし、安否確認を行う安心メール事業、定期的に栄養バランスのとれた昼食を訪問により提供し、訪問の際、対象者の安否確認を行う食の栄養改善自立支援事業、これらの事業につきましては、利用者の条件として多少の差がありますが、以上がひとり暮らしの方を対象とした事業でございまして、またその内容でございませぬ。

以上でございます。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 何度も同じことを申し上げておと思うんですけども、やはりこういった制度をひとつまとめていただいて、何か冊子等もつくっていただいて、「こんなものがあるんですよ、葛城市にはこういった形で児童虐待防止、また高齢者の虐待防止に当たっているんです」というこ

とを示していただきたい。そのことによって、市民の皆さんもよく理解していただけるのではないかと思います。どうかその辺の努力をお願いしたいと思います。

最後に、市長にお伺いしたいんですけども、今、部長からいろんな形の事業等についてお伺いしました。この問題というのは、ますますこれから深刻化していくのではないかというふうに思います。また、これを避けて通るということはできないという状況になると思うんですけども、児童虐待、高齢者虐待防止の施策についてどのようにお考えになっておるのか、市長にお伺いいたします。

西川議長 山下市長。

山下市長 川西議員の質問にお答えをさせていただこうと思います。この児童虐待や高齢者の虐待につきましては、虐待等防止ネットワークというものを、毎年関係機関、警察も入り、各施設の施設長なりに入っていていただいて開催をさせていただいております。それに加えて、先ほど子ども・若者育成支援事業の話もありましたけれども、そういった人たちの予備軍というか、家庭環境がこの子どもたちの将来の成長に関して大きな影響を与えるというふうに私も思っております。

先日、私は岡山刑務所の方に視察に行っておりまして、その所長とちょっとお話をさせていただくことがありました。その所長は、その前に奈良少年刑務所の所長をされていた方で、少年犯罪を犯す人たちの多くは、子どもに虐待を受けたり、また、ネグレクトですね。放置をされたりした子どもも多く、また一方で過保護、かなりの過保護の家庭の方もいらっしゃる。そういう極端なことが子どもの成長に対して、心身、心の成長に対しても大きな影響を与えるんだという話をいただきました。葛城市から虐待やそういうことで被害者を出さない、また加害者や被害者を将来的に創出しないという意味におきましても、行政が一定何か方針を出していかなければならないんじゃないかなというふうに私も考えております。児童虐待のことにつきましても、今、児童福祉課や人権政策課等が当たっておりますけれども、幼稚園の先生たちも入れて、教育委員会もその中に入り、横串を入れたようなプラットフォームというものも考えていかなければならないだろうというふうにも思っております。まだ、具体的にどういうものをしてつくっていかなければならないかということはイメージできておりませんが、関係各課と、また関係各機関と連携をしながら、みんなが相談に来やすい、来れるようなものを市が音頭をとって設置をしていけるようにしていきたいというふうに思っております。どの時点でそれが発表できるかということはありませんけれども、できるだけ早い時期にそのようなものを設置できるように努力をしていきたいなというふうに思っております。

西川議長 川西茂一君。

川西議員 ありがとうございます。どうかひとつ早急にそういった制度もつくっていただいて、皆さんが安心していただけるようにやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

昨日の読売新聞の1面に、児童虐待についての記事が掲載されておりました。内容は、双子を出産したが、育児の重圧で心が折れてしまい、重大な事件を起こしてしまった。母親は

出産後、市にも育児相談を寄せ、また、健康診断も欠かさなかったそうです。また、両親の応援もあり、市も定期的に家庭訪問を行っていただいているそうですが、育児ノイローゼになっていったというふうに考えられます。また、15歳で出産した若い母親の方なんですけども、若い母親というコンプレックスあったために、周りのお母さんにもなじめず、相談できなかった。しつけがエスカレートした結果、死亡させてしまった。このような記事が掲載されておりました。担当部長から本市の取り組みについていろいろとご答弁をいただきました。また、市長からも今後の問題についていろいろとご答弁をいただきました。どうかこういった点も早急に考えてやっていただきたいと思っております。

また、2000年11月にこの児童虐待防止法というのが施行されております。10年が経過しました。虐待が起きる過程を早期発見する仕組みは整えられつつあると思うんですが、虐待が起きる前の対策、これができていないと思うんです。特に育児に悩み、孤立している母親らの支援が不足しているのではないかとこのように思います。いかにして母親の孤立を防ぐかが大事です。また、行政がいろいろと工夫を凝らして施策を展開していただきたい。このように思っております。

私の人生の師匠が書かれている本に、「新人間革命」というのがあります。少しこの内容を引用させていただきたいと思っております。この中の母の詩42の中にこんなふうにあります。「近年、育児放棄を初め、児童虐待が急増しつつある。その要因には、育児に縛られず自由でありたいという強い願望と、親としての責任感の欠如がある。本来、子育ての責任を自覚し、自分のエゴイズムをコントロールする心を培うことこそ、親になるための必須条件と言えよう。子育ては確かに労作業ではあるが、人間の生命を育む最も尊貴な聖業である。その中に最高の喜びがあり、生きがいがある。また、子どもを育てる中で親も学び、磨かれていくのである。育児という労作業に打ち勝つ強い力を、心をつくるには、まず子どもをいかなる存在ととらえるか、いわばどういう哲学を持って、これが極めて重要になる」というふうに書かれておりました。また、先日、葛城市歴史博物館のあかねホールで行われました葛城市人権教育推進大会に参加をさせていただきました。その中で講演がありました。講師の岩本土さんの話を聞き、感銘を受けました。45歳で失明をし、盲導犬とともに生活をされて73歳に現在なられておられる中でも、現在もボランティア活動をされて、月に何度か全国に講演に行かれているというふうにおっしゃってございました。話の中で私が感じたことは、常に物事を前向きにとらえて行動されるすばらしさ、また、人の話を否定しない、あいさつ、人には優しく接する等々がありました。お話の中にありました、ことしの世相を反映する流行語の1つとして無縁社会というのが選ばれておりますが、孤独死や結婚難、またリストラ、児童虐待、こうした社会現象は、日本人がかつて持っていた家族や地域、会社などの結びつきということを急速に失いつつあることから生まれてきているのではないかとこのように私は考えます。

葛城市は都会と違いまして、いいところがたくさんあります。あいさつ運動、ひと声かけ運動があります。特に、地域で協力し合う、昔のようにご近所とのつながりを強くする、こういった運動、また、心がけることによって児童虐待であるとか高齢者虐待等もなくなるのではないかというふうに思います。行政だけに任せておくのではなく、私たちも大

いに協力して地域全体でこの問題を盛り上げていきたい、このように私は考えております。
以上でございます。質問を終わります。ありがとうございました。

西川議長 これで川西茂一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 41 分

再 開 午後 1 時 30 分

西井副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、所用のため、私がかわって議長の職務を行います。

よろしく願いいたします。

次に 8 番、吉村優子君の発言を許します。吉村君。

一問一答方式で行われます。

吉村議員 ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。

今回は図書館の今後の運営について、イノシシ等鳥獣害対策について、そして、土砂等による土地埋め立て等の規制についての 3 点です。一問一答方式で行います。

なお、これよりの質問は質問席より行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

まず、図書館の今後の運営についてお尋ねします。

6 月開催の行財政改革特別委員会や 9 月 1 日の全協におきまして、理事者側よりアウトソーシングについてのお話がありました。各施設について、今後、業務委託も検討していきたいとの意向が示されました。そんな中、12 月 1 日には、これも行財政特別委員会の中で葛城市の民間委託取り組み計画の説明があり、できるところから始めるということで、来年度の平成 23 年 4 月より開始予定の 8 つの業務委託についての具体的な内容が示されました。その中には学校図書室業務というのもありましたが、それでは、葛城市の図書館については今後直営のままで行くのか、業務委託を考えておられるのか、まず意向をお示し願いたいというふうに思います。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 吉村議員の学校図書館、さらには公共の市立図書館の今後の運営ということにつきましてご質問いただきました。

まず最初に、今、学校図書館あるいは市立図書館の置かれている役割と言いますか、こういうものを先にご説明申し上げたいと思います。平成 13 年になりますか。それまで子どもたち、大人もそうかもわかりませんが、読書離れ、文字離れという、こういう社会のいろんな課題が指摘されている中で、平成 13 年、子どもの読書活動の推進に関する法律というのが整備されまして、それぞれの基本的なこれを推進するための具体的な計画を必要、状況に応じて各市町村にも策定をというような、そういう話がありました。奈良県でも平成 15 年 7 月、県における推進計画が出ておりますけれども、本市におきましては、この法律が制定される以前からもう学校図書館、市立図書館におきましてはこの法の趣旨を先取りをしたような形で、具体的な子どもたちの読書活動、こういうものを推進する具体的な取り組みがなされて

おったというようなことでございます。

今後、図書館におきましては、まず学校図書館におきましては、それらの子どもたちの読書活動を推進するために、まずは環境、状況整備ということで、蔵書の増冊ということで、整備をしていただきました。ただ本だけでなく、やはりそれを子どもたちの生きる力にかなげるために、まず学校ではその図書館の有効利用ということで進めてまいりました。まず、この法律の趣旨は、学校や市立図書館、それを総合的に連携させてどのように読書活動を高めていくかと、こういうことでございます。1つには今、言いました、学校ではそれぞれの読書活動を充実ということをしながらか、公共図書館との連携というようなことも図って、今、進めているところでございます。学校としましては、今、学校図書館司書というものを配置しながら、それらを支援する、ご存じのように、学校図書館補助員を配置してございます。さらには、ご存じのように、市立図書館には図書司書が配置されておまして、これらの専門家による指導のもと、図書館の充実を図っておるところでございます。

今後の図書館充実に向けましては、ますます図書館エリアを越えた、単なる貸出業務でなくて、エリアを越えたそういう活動業務というのがますます必要になってくるかと思っております。ご質問の公共施設の市立図書館につきましては、今、さまざまな市民の見識を広める、知的好奇心を高める、そういう取り組みのための業務をやっておりますし、文化教養豊かにあふれるまちづくりのためにさまざまな事業をしておるところでございます。そういう意味から言いましても、図書館の果たす役割というのは、今後ますます重要性を帯びてくるかと思っておりますし、さらには、そこに勤める職員の専門性というものにつきましても、今後ますます質の高いものが求められると、このように考えるところでございます。

今、ご質問の中に、行財政改革の中で1つ業務委託というようなことでのご質問をいただいておりますけれども、教育委員会といたしましては、今後そういう検討の中で、やはり市民の、子どもたちを含めた市民の読書活動、こういう推進の上からもやはり業務委託が先にあるかと、こういうような立場で検討していくということにつきましては、私ども、なじまないかなというふうに考えております。そういう意味で言いまして、基本的には指定管理、業務委託等につきましては、図書館業務の総合的な見方、そういうものに立って必要に応じた検討もしていかなければならないとは思いますが、繰り返し、図書館のこれからのあり方ということを考えたとき、そうそうありきと、業務委託ありきということでの検討ということには教育委員会としてはなじまないものだなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 今、教育長よりお答えいただきました。業務委託はなじまないというご意見、いただいております。私もこの図書についてはどちらも向かないのではないかというふうに思っています。図書館というのは、先ほども蔵書の話、ありましたけれども、蔵書目標がまた例えば15万冊として、それが達成したときに蔵書の目的は達成してということが言えるかというのと、そうじゃないというふうに思うんですね。資料的な本はどんどん古くなりますし、また新刊、蔵

書にないものも新しく購入しなければならない。だから、そういった選書の部分においては、業務委託は私は向かないというふうに思っています。葛城市の子どもたちや市民にこういった図書をそろえていくか、また、葛城市の図書館をどうしていくべきかということは、委託会社の社員ではそこまで考えて業務を行うということは考えられませんし、ただ、窓口の業務ですね。やはり現場に司書なり職員がいて、窓口での対応、細かい本に対する相談も含めた対応はすべきだというふうに考えています。委託会社も経営上成り立たなければならないということで、そしたらその管理料というのがもしあれば、それがその経営の利益ということに値するのかもしれませんが、さらにということになって削るとなれば、私は本の予算を削られていくというふうに思います。売れ残りの本を押しつけられないように気をつけなければならないというのを、前に図書館関係者の方から聞いた話ですけれども、そういったことも注意しなければならないというふうに思っています。

この間、そしたら、業務委託の行革でお話があったのは4月からもう進めますという話も伺っているんですけども、それはそしたら、ちょっと意見が違うように思うんですけどもね。それはちょっと後ほど聞きたいと思います。

先ほどおっしゃった子ども読書活動推進に関する法律に基づく前から、葛城市はいろんなことをなさっているというふうにおっしゃっていましたがけれども、ただそれに対する子ども読書推進計画というのは具体的にできているのかどうか。まずその点、もうこれでいいのか、これからもこの計画を進めるのかいうのをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 先ほどのご答弁の中でも少し触れさせていただきましたけれども、推進計画につきましては、今、実施できていないのが現実でございます。ただ、先ほども言いましたように、本市におきましては、具体的な中身を見てみますと、県の推進計画、この中にあります中身と合致した取り組みを既に始めておるところでございます、それを後追いするような推進計画というものにつきましては、比較的労力なしでできるかと思いますが、今現在そういうものでなくて、具体的な取り組みが先行しておるのが現状でございます。

以上でございます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 私が持っている資料の中には、葛城市はただいま検討中という話になっていたもので、それでちょっと質問させていただいたんですけども。

それと、もう1点、学校の図書についての小学校、中学校共通のデータというのができているのかどうか。もう整っているのかどうかね。それもちょっとお伺いいたします。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 学校、7校ございますが、共通でネットワーク化してはございません。これは学校があまりにも学校教育活動の中での図書活動でございます、実際ネットワークしてしまうと3,000人の子どもたちが、貸し借りのネットワークが入ったときにとっても対応できない、業務上対応できないというのが現状でありまして、その辺はネットワークはしておりません。ただ、司書教諭等を通じてお互いの図書の蔵書の内容等につきましては、必要に応じて情報交

換しながら、どの学校にもしかし同じような蔵書をそろえるというようなことも踏まえながら、どこでも同じような対応をしていくということでの今は対応になっております。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 ちょっと対応できないという意味がもうひとつよくわからないんですけども、私はもう各学校のデータを共通のデータをそろえて、それと市立図書館との連携をとってしていくことが、学校で眠っている図書もあると思うんですよ。それを全体で活用できるのは、データをまずそろえることかなというふうに思うんですけども、そうして全体の学校の図書室と図書館と全体で葛城市の図書を考えるべきだというふうに思うんですけども、こういった点、もう一度お伺いしたいと思います。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 今、学校と図書館は磁気でのネットワークはしておりませんが、市立図書館につきましてはインターネット等で蔵書がありますので、学校現場につきましては必要に応じてそれを閲覧しながら市立図書館の蔵書状況につきましては確認しながら、例えば集団貸し出しといえますか、そういうものの手続、取り組みをしております。

今、言いました学校間につきましては、できてございません。先ほど対応等で難しい問題があるということになりますと、確かにどこにどの学校にどの蔵書があるかというのは、小学校におきましてはほぼ同じものがある部分が当然ございますし、例えば貸し借り業務がそれによってなってくるようになりますと、対象となる子どもたちがかなりでございます。週1回子どもたちが返却、貸し出しという業務、どこの学校でもやっている状況でございますので、今のそういう業務からいいますと、自分の学校では自分の子どもたちへのそういう貸出業務ということが第一に考えてやっておりますので、それを7校広範囲に広げると、そこから辺に支障が出るかなというところでの対応が難しいというところがございます。

以上でございます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 私、聞きましたら、図書館と図書室の先生と余り定期的な会議も行っていないように聞いていますのでね。そういうことも含めてちょっとこれからもっと検討していただきたいと思えます。それで、業務委託については、貸し本業的なものであれば、私はもう業務委託しても構わないというふうに思いますが、やっぱり知的財産的な意味から言いますと、あるレベルを保つ、図書館のレベルを保つというところから言いますと、私は図書館は業務委託には向かないというふうに考えています。

それから、もう1点ですけども、図書館には目の不自由な方や寝たきりで読書のできない方たちのためのテープ等のライブラリーがあります。その中には毎月の広報かつらぎのテープもあります。これは広報かつらぎの全ページをテープに吹き込んでくださっているボランティアの方がおられ、このテープの利用者には大変喜ばれているところですけども、ただ、これは大変な作業でありながら、こういったボランティアの方の位置づけとか所管が明確でないように思えます。現在のところ、吹き込まれたテープのダビングや配送業務は図書館ということですけども、全世帯に配付が基本の広報かつらぎという点からいいます

と、企画部の所管かなというふうにも思います。例えば、長年使用してきた、そのボランティアの方が使用しているテープレコーダーの買いかえとか、ダビング用のテープの購入の予算ですね。それと、このボランティアの方はお二人でなさっているんですけども、後、やってくる方を探していますというふうにおっしゃっていますけれども、その際もやはり所管が明確でないために自分たちでやらなければならないというふうなことになっていると思いますので、この際所管について明確にさせていただきたいと思いますけれども、どこの所管になっているのでしょうか。

西井副議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 吉村議員のご質問にお答えしたいと思いますが、声の広報につきましては、所管は多分企画になるかと思うんですけども、今現在行っているのは、先ほどご指摘のとおり、新庄図書館が窓口になってやっております。当分の間、新庄図書館を窓口として事業を進めてまいりたいとこのように思っております。ただし、今おっしゃったようにボランティア活動とか、それとか福祉の方に入ってきますと、うちの方ではちょっと対応しかねるかと思しますので、今後、関係課と連携をとりながら調整をやりたいと思っております。

以上でございます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 このボランティアの方は自分でダビングしたものを図書館の方に仕事をお願いしに上げるわけです。自分で吹き込んだもの、ダビングね。そうすると、それを気を遣いながら、図書館の人の仕事をふやすなって気を遣いながら渡しておられるんですよ。本来だったらこれは市の方からお願いしなければいけないのに、こういった所管が明確でないために、こうした気の遣わせ方をしなければならないということですね。せっかくボランティアしていただくのに、気を遣っていただかないようにするためにも、所管をきっちりとしていただいて、その所管の方からボランティアの方のフォローをしてあげることが、これから必要になってくるというふうに思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

業務委託の話に戻しますけれども、これは3年から5年というふうにおっしゃっていたと思うんですけども、1つの委託会社に任せて、それがだめだったら次の委託会社ということになるのでしょうか。委託会社から委託会社へというその引き継ぎなんていうのは、違う会社だからそんなきっちりなさらないというふうに思いますし、じゃ、直営に戻すとなった場合、3年から5年、その中でかなりの中が全然キャッチできないぐらいになると思う。前におっしゃっていたのは、業務委託のところでおっしゃっていたのは、「業務委託会社の日々の連絡調整は正職員と現場の委託会社の業務責任者で行い」というふうにこの間の説明であったんですけども、やっぱり現場できっちり入っていなかったらわからない部分もありますし、これは私、図書というのは田畑と一緒に一度荒らすともとに戻すのがすごく時間がかかるというふうに思いますので、そういうことは気をつけて、そこも考えてやっていただきたいというふうに思いますけれども、もう一度市長に確認しますけれども、図書館、図書室についての業務委託を今後どのように考えておられるのかお聞かせください。

西井副議長 山下市長。

山下市長 これは教育長も申し上げていましたけれども、学校図書に関しては貸出業務、その補助に関して業務委託を考えているということです。それしか、この間も行革の資料の中にはその部分しか出ていなかったと思うんですけれども、ちょっと聞いておられる方も誤解をされると困るので、学校図書に関しては先ほど教育長も答弁しているように、これは直営でやっていくということで、それに関しては考えていないと。

吉村議員 図書館。

山下市長 学校図書館。あ、学校図書館じゃなくて、市立の図書館に関しては直営でやっていくということでございます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 これ、資料には、蔵書の整理とか、9つか10個ぐらいの項目、掲げてあるんですけれども、貸出業務しかしないとおっしゃいますけど、学校の図書室には1名か2名でしょう。例えば1名としたら、もうそれは業務委託に任せるということですよ。それしかしないじゃなくて、そのほかの業務はだれがするんですか。貸出業務しかしないと、考えていないということは。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 先ほど言いました学校図書館の責任は、学校司書教諭という者が配置されてございまして、これが学校図書館の運営の核となってやっております。で、私ども、今配置しております補助員は、支援はあくまでその司書教諭の企画運営に基づいた学校全体の中でのある部分を支援していただいているということでございますので、繰り返しますけれども、学校図書館につきましては、学校が、自身が責任を持ってやっておるというようなことでございます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 そしたら、もう一度聞きますけども、学校図書館の方との会議のときにはその先生が出られるということですか。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 会議といいますと、今は市立図書館と学校とは、2つの図書館、7つの学校が一緒になった会議はございません。そういう場合はございません。今、言いました学校図書館司書教諭が、例えば図書購入について市立図書館の司書に情報をもらう、アドバイスをもらう、そういうものの連携、あるいは先ほど言ったように、図書館のある本につきましてまとまって借りる、あるいはそれ以外、おはなし活動とかに図書館の協力をしてやっているということでございますので、そういう図書館司書教諭と図書館とのそういうつながりはありますけれども、全体的な会議というのは今は持っていません。それは個々、個々の領域でやっております。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 これから全体の会議を私は望んでいますし、全体の図書という感じでやっていただきたいというふうに私は思っているんですよ。今後は図書についても格別の思いのある市長ですから、全体の図書については本当によい結果が出るようにしていただくことは、私はこれは期待しておきたいというふうに思います。この質問はこれで終わります。

次に、「イノシシ」等鳥獣害対策についてお尋ねします。

鳥獣害による農作物被害につきましては、葛城市だけではなく奈良県、また全国においても深刻な問題となってきています。先の12月3日に開催されました知事と市町村長が意見交換をする第8回県市町村サミットにおきましても、鳥獣害対策の要望が各市町村長より上がっていたように新聞の報道がありました。葛城市におきましては、先日の5日に行われました市民判定会では、有害鳥獣駆除事業を対象事業として挙げられ、活発な議論がされたところでした。その中でも説明されていたように、山麓線より西の16大字の被害が大きく、協議会が立ち上げられ、うち12大字協同で昨年16キロのワイヤーメッシュが設置されました。それはそれで本当によかったんですけども、その影響で南の端の梅室地区では逃げ場を失ったイノシシが、田畑だけではなく、夜の7時、8時になると玄関より侵入し、庭を荒らしている状態にまでなっています。ただ、今後もこういったワイヤーメッシュ等による防御とともに、猟友会との協力のもと、わなやおりでの捕獲、そしてえさの確保のための山の整備というこの3点が必要となってくると思います。

そこで、捕獲という面から、猟友会と市側、すなわち農林課の位置づけについて提案をしたいというふうに思います。現在、農作物の被害を受けた農家の方は、市の方に駆除の依頼をされる方もあれば、直接猟友会にお願いされる方もいらっしゃいます。これを窓口を1つにして、市がその担当をすべきだというふうに考えます。といいますのも、直接依頼される方の中には、収穫直前の農作物の被害に対する憤りからか、猟友会に対して厳しい口調で批判される方もおられるようです。そもそも猟友会に入っておられる方というのは、猟を楽しむために銃の保持の許可を持っておられるのであって、有害鳥獣の駆除が目的ではない。これは当然のことなんですけれども、ここのところを皆さんもっと認識をすべきところだというふうに思います。それでなくてもわなやおりの設置や見回り、捕獲後の処理等、仕事が煩雑な中、ほぼボランティアに近い猟友会の方には仕事に専念していただくためにも、窓口を市に持つてくるのが得策だというふうに考えます。現在、有害鳥獣駆除については、農林課の農林係が担当されています。

そこでお尋ねしますが、現在、農林係には職員が何名おられて、そしてその中の鳥獣害駆除の担当の方は何名いらっしゃるかお答え願いたいというふうに思います。

西井副議長 大武産業観光部長。

大武産業観光部長 ただいま吉村議員から有害鳥獣の関係のご質問をいただいております。

まず、イノシシ等の有害鳥獣の被害でございますけれども、2年ほど前より葛城市はもとより全国的に急激に増加をいたしております。その原因につきましては、温暖化現象によるもともとの生息場におけるえさ不足、それから越冬できる生息率が高くなったということが主な原因だと言われております。また、葛城市の山系には、イノシシにつきましてはイノブタというのも混ざってきておまして、イノブタとイノシシがまた交配していると、こういったことで出産頭数の増加というのも考えられております。葛城市におきましては、本年の被害が最も多くお聞きをしております。水稻やサツマイモなどの収穫被害や、植え付け直後に踏み荒らされると。また、田畑ののり面などがミミズやくず根などの掘り起こしなどによ

る崩壊をするというふうなことで、いろんな被害の苦情、市の方には50件ほどいただいておるところでございます。このような苦情に対する対応といたしましては、市で現地調査を行いまして、個人で対応していただけるものについては対応策を話をさせてもらおうと。また、田畑に被害が続くような場合につきましては、猟友会にわなやおりの設置を依頼させていただいておると、こういう状況でございます。また、猟友会においても被害が発生しておる地域を重点的に巡回を行っていただいております。このように市といたしましては、猟友会と連携を密にいたしまして、被害の防除に努めておるところでございます。

ご質問の被害の報告、苦情等の窓口につきましては、市役所の農林課でございます。その辺のPRを今後も十分行ってまいりたいと、こういうふうに思います。

また、農林課の職員の人数ということでございます。ご質問の有害鳥獣対策を所管しておりますのは、農林課農林係というところでございます。この農林係はほかにコメの個別補償制度とか山林の間伐対策事業、また、農林業・畜産業全般の振興等に係る事業を所管しております。職員数といたしましては、課長補佐1名、主事補1名の計2名でございます。先ほどの事務を兼務している状況でございます。特に近年は、ご質問のように、有害鳥獣対策につきましても事務量が増加をいたしておりまして、これの対応に非常に時間を費やしていると、こういった現状でございます。

以上でございます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 今お答えいただきましたけれども、農林係の仕事として、農林業全てということで、今、遊休田とか、それから農林、畜産もそうですけど後継者の問題もあって、その仕事だけでも大変だというふうに思います。今までは従来の仕事プラス鳥獣害対策でよかったというふうにも思いますけれども、ここまで被害が拡大すると従来の仕事プラスでは立ちいかないところまで来ていると思います。

そこで、1名専属の職員を置き、先ほど言いました防御、捕獲、山の整備等鳥獣害対策全般にわたる仕事を受け持つことがよいというふうに思いますけれども、このようなことについての考えを市長にお伺いしたいというふうに思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 吉村議員の質問にお答えいたします。

なるほど、確かに1名ふやせば、それだけで専属のできる職員がいれば、被害の軽減に寄与できるというふうには思いますけれども、現在の葛城市の職員の現状等をかんがみると、とてもそのような専属の職員を持つことが難しい状況であるというのは事実でございます。いろいろとそのことにつきまして、協議会を立ち上げてという話は吉村議員もご承知のとおりだと思いますし、その中で個別の対応につきましては、それぞれ猟友会と協力していただければ个体数を減らしていくということとともに、鳥獣害、特にイノシシがえさと認識をしないようにする方法、村で全体で、集落で取り組むべきこと等、この間の協議会の中でも講師先生の方から話がありまして、それをみんなで取り組んでいく方法とかですね。周知徹底していくことが大事だとも思いますし、えさをふやさないということと侵入を防ぐということと、

それと個別の個体数を減らしていくということ、この3つをそれぞれ考えて対応していかなければならないなというふうに思います。2名の職員と言いながら、ほか課長も部長もそのことにつきましては十分に、十分と言えないかもしれませんが、一生懸命それに取り組んでおりますし、また、いろいろ我々も防御ネットのことについてもいろいろ企業と相談をしながら、入ってこられなくする工夫とかそういったことにつきましても、いろんなところから知恵をいただけるよう努力をしまいたいと思いますので、いろんなところの知恵を生かしていくということで、現在の職員数で足りない部分はよくはわかっておりますけれども、当面对応せざるを得ないという現状をご理解いただきたいというふうに思います。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 今お答えいただきましたけれども、佐賀県の武雄市では昨年4月にイノシシ課が設置されました。最初は2名の職員でスタートして、現在は5名ということの課になっているそうです。増員された理由には、イノシシを食べる習慣のない北九州地方でこのイノシシの肉を特産品にしようということから加工化を兼任されて、その結果の増員だというふうには伺っています。加工化という以上はもちろん加工所も国と市の補助で2,000万の建設をされて、1日4トンまで処理される工場も持たれているということなんですけれども、ただ、この市は捕獲量は多い年と少ない年と交互にやってきて、多い年になると2,000頭近いというふうにおっしゃっていますから規模は全然違いますから、葛城市にイノシシ課まで設置せよとは言いませんけれどもね。職員の数も限られているのもわかりますから、せめてアルバイトでも1名対策というのはかなり厳しいものになってきていますし、今、農林係の方、一生懸命やってくださっているんです、本当に。でも、ほかの農地のこともたくさん抱えて、大変な作業をなさっていますので、ぜひそういうふうに向けてやっていただきたいなというふうに思います。

それと、猟友会の後継者ということで、若手の育成も1つの課題というふうになってきています。ただ、私は銃を所持する人をむやみにふやすというのは賛成できませんので、そこでわなをかけると。この行為は1日の講習と試験で資格が取れるというふうに聞いているんですけれども、もしこれが簡単に取れるのであれば、各地域より猟友会に入っていて、わなの講習を受けてわなをかける資格を取られて、先輩の猟友会の方々と一緒に山に入って指導をしていただくということも考えるべきだというふうに思うんですね。この点についてちょっと伺いますけれども、わなの講習料もわかればお示しいただきたいというふうに思います。

西井副議長 大武産業観光部長。

大武産業観光部長 ただいま猟友会の後継者という形でご質問いただいております。現在の市の猟友会の会員さん18名おられます。捕獲実施者として葛城市全域の有害鳥獣に奮闘いただいております。狩猟免許につきましては、鳥獣の保護等に関する法律に基づきまして、都道府県知事の免許につきましては4種類ございます。網の免許、わなの免許、それから第1種、第2種と銃免許の4種類がございます。市内における免許の取得者は、わな猟が12人おられます。第1種の銃猟が20人おられます。県としての狩猟免許の講習試験でござい

ますけれども、6月と9月の年2回ございます。土曜日に講習を受けられて、翌日曜日に試験があると、こういった日程でございます。ご質問のわな猟免許の費用等々につきましては、講習料が1万2,000円、それから受験手数料が5,200円、その他猟友会の会費など合わせまして3万から4万程度の費用が必要となってくると、こういうふうな状況でございます。

以上でございます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 私も猟友会の方と一緒に山に入って、おりやわなの仕掛けを見せていただきましたけれども、木の幹の高い所にわなのばねの固定箇所を設置するというので、そのためだけにはしごも持って山の中に入られるんですね。だから、わなをかけるという作業だけでも大変な仕事ですので、そういったところから言いますと、わなを仕掛け、またその後、そのわなの所の見回りについては資格を取られた地域の方がされると、猟友会の方々の仕事も軽減されると思いますし、若手の育成にもなるというふうにも思いますので、ぜひ検討願いたいというふうに思います。また、市や猟友会だけに任せるのではなく、先ほど市長もおっしゃっていましたが、地域や個人の協力というのにも必要になってきますし、また、近隣市町村との協力のし合いで広域で策を練るということも必要になってくるというふうに思います。

最後のえさの確保という意味での山の整備については、これは何度も一般質問させていただいていますが、杉、ヒノキを広葉樹にするということは、ドングリなどのイノシシのえさの確保というだけではなくて、杉、ヒノキじゃなくて根を深く張りますので土砂災害の防止にもなりますし、また落ち葉がスポンジの役目になって雨水をためて地下にということ、将来の葛城市の水源の確保という大変重要な役割をしますので、その整備の方もかかっていたきたいと思います。ただ、何々しなければならぬというふうな義務的なところから、なかなか進まないというふうに思いますので、紅葉の景色を、紅葉時でこういうふうなものを手に入れるんだと目に見えた目標を持つという、それを認識していただくということも大事ななというふうに思います。

私は、これは切り抜きなんですけれども、紅葉の、これ、きれいだってここにも行きたいなという意味で私は切り取ったんですけれども、これは赤毛のアンの舞台になったカナダのプリンスエドワード島の秋の景色なんですけれども、西山をこういうふうなシミュレーションして、市民の人にもこういうふうな紅葉をつくらうということで、それはその結果山の整備につながるというふうに思いますのでね。本来でしたら、私は市民団体がこういうことをして、市が後押しするのか一番いいというふうに思うんですけれども、その市民の方の認識もまだまだそこまで行っていないというふうに思いますので、こういうことを進めるということも1つの策ではないかなというふうに思います。

それで、猟友会の、それではこれから市長には猟友会の後継者の件と、それから広域での対策、それから広葉樹の普及について、その3点についてもう一度お答え願います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 たくさんのことを聞いていただきましたけれども、まず、猟友会の後継者等ですね。これ、我々市民と一緒に協議会を立ち上げてます。その中で講習等を受けられる方について一定の

補助をするかどうかということも、これから協議をさせていただきたいというふうに思います。また、里山の涵養ということでございますけれども、忘れちゃならないのはどうか、もともと人の山だということですね。西山、見えるところには全部所有者がいらっしやって、その方や、その方の先祖が杉やヒノキを植えておられるということで、そこに対してそれを全部広葉樹に植えかえてくれと言うのは甚だ傲慢な話になるということも思います。1つ問題になっているのが、これはいろいろと議会との議論になっておるところでございますけれども、旧の新庄地区のところでは山に対する境界が確定をしていないということで、これは森林組合からもいろいろと境界確定のための作業を行ってほしいということをおっしゃっていただいておりますけれども、なかなかそこまで手が回っていないというのも現状でございます。それがなければ間伐等にも踏み切れないということもあります。そういうことも含めて山全体のことについては、これひとつ大きな問題であるというふうにも思っておりますので、今後、行政がどのような形で森林組合の皆さんや山を持っておられる方々とともに、この山を守っていくのかということも考えていかなければならないというふうに思っています。

それと、先ほどサミットの話を紹介していただいて、各市町村長からイノシシの害のことについてと、あれは私の発言でございまして、私が知事の方に、「いろいろとほかの要望もあるけれども、こういうことも考えていただきたい。その趣旨としては、ことしは特に奈良県各地、全国を含めてですけれども、イノシシの害がたくさん出ている。葛城市としても協議会を立ち上げて20キロの網というか柵をつくってやっているけれども、他の市から入ってくるイノシシの害が後を絶たないと。これは、隣の、うちであれば香芝市や御所市と一緒に取り組んでいかなければならない問題であろうと。だから、県がそのテーブルをつくっていただいて、その山系ごとに、葛城山や生駒山、そういった山系ごとに市町で協議をするテーブルをつくって、ここで対策を考えていくことが必要だと思うから、我々は我々で努力をするけれども、県はそのテーブルづくりをしてください」という要望をさせていただいたわけでございます。これはもちろん1市でできる問題ではございませんので、県のテーブルづくりを待つだけではなく、我々からも他の市に呼びかけをしながら、そういう協議会の設置というものに向けて努力をしていきたいというふうに思います。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 山の整備について、前にも私、提案させてもらったんですけれども、民間の山というのも重々わかっているんですけれどもね。祖先というか、昔の人はそれが財産になると思って植えられたんですよ。それが今、財産にならないから放置されているんですよ。山の手入れもされていないということですから。そのそれぞれの利益、個人の益にならないんだったら、市がもっと関与していてもいいんじゃないかということをお前、提案させてもらっているんですけれども。だから、傲慢だと言わずに、今、こういう事情だからこういうふうに変えましょうという意見して、それが通るか通らないかわからないんですけれども、そういう提案をすることも必要になってくる、もう山の整備というのは本当に結果まで長い時間がかかるので、いつかだれかしないといけない、早くしないといけないと思うんですけれども、いつも手つかずのまま進んでいるというのでね。ですから、それはもっとやり方をいろいろ考え

ていただきたいなというふうに思います。

西山をよく知る人の話では、10年前はそれほど被害はなかった、こんなではなかったというふうにおっしゃっています。このままで放置しておくとも10年後には、冗談ではなく、人口よりもイノシシの数の方がふえるだろうというふうにもおっしゃっていました。ぜひ今のうちにしっかりとした対策を、広域も含めてですね。しっかりとした対策をされますことをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、最後に、土砂等による土地埋め立て等の規制についてお伺いします。

業者が田畑に土砂を搬入し、埋め立て、また盛り土を行う、そういった行為が最近、葛城市内で頻繁に見かけるようになりました。もちろんこういったことについては、土地所有者の許可を得て行われていることですが、搬入されている土がいわゆる環境に影響のないいい土なのか懸念されるところです。また、景観を損ねるほどの盛り土にしたり、そのほこり等が近隣の方の迷惑になったりといろいろな面において影響が出始めています。また、農業委員会への転用の申請もせずに行っておられる例も少なくありません。このままでは、葛城市の景観、環境も変わってしまうのではないかと危惧するところです。

そこで、葛城市独自の残土条例なるものを制定し、規制をかけるべきだと考えます。先般、11月10日の新聞記事によりますと、「平群町で土砂1万トン無許可盛り土、残土条例違反容疑で男を逮捕」という見出しがありました。この条例は、盛り土の面積と高さの規制だというふうに思いますけれども、このほか県内の自治体の条例も参考にいただき、今の葛城市の現状に見合った規制を考えていただき、勧告、告発ができるような条例をお願いしたいというふうに思いますが、この点についてお伺いします。

西井副議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、土砂等による葛城市の埋め立て等の規制の条例はできないかというご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

今回のご質問を受けまして、県内他町村の規制条例を確認いたしました。条例を確認いたしましたところ、平成8年には平群町、また、平成22年には高取町におきまして、こういった規制条例が制定されております。その内容につきましては、2町とも事業規模が500平方メートル以上、盛り土高1メートル、切り土2メートル以上を対象に定められております。葛城市におきましても、新庄商事、寺口の造成工事を初め、山麓地域での盛り土、切り土、こういったものが多く見られますので、他方で県許認可事業に対し、市独自の規制条例の適用を考えたものになるよう、条例制定を視野を入れまして、関係課、協議を重ねてまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 こういった厳しいことをお願いするには、葛城市には何の規制もないことから、市外からの業者がどんどん入ってきているのが現状だからです。実際、山田の山麓線際で、うず高く積まれた盛り土が目立つようになってきました。この土地の所有者は、橿原市の運送会社の方ですが、聞くところによりますと、不動産業者の方を通じて市外の業者に貸しているということです。その業者の方がある方に、最初はその土を明日香に持っていこうとしたんで

すけれども、明日香は厳しいから葛城市にしたという話をされていたそうです。条例制定にはいろんなことを想定してつくるという難しい作業になるというふうに思いますけれども、こういったことへの抑止力には必ずなるというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、こういったことに対して職員の方は、早い対応をしていただいているわけですが、職員では対応しきれない相手の方も多くおられます。そこで危機管理という面において、こういったことに対応できる警察官のOBの起用も考えるべきだというふうに思いますけれども、これらの点について、市長の考えを伺っておきたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今、いろいろとご提案をいただきました。そういったことも含めて、職員だけで対応できない問題等についても、これからどういうふうにして行けばいいのか、今、警察のOBと言っておきましたけれども、そういったことも含めて検討していきたいと思います。

西井副議長 吉村優子君。

吉村議員 先ほどおっしゃっていましたが例の中に、高取町の分があるんですけれども、これは条例と別に届け出と、それから申請書が、裏表こだけあるんですね。1業者で全部を出すわけではないんですけれども、複数枚提出が要求されています。業者にとったら、こんな煩わしいもんするんやったら、何も規制のないところへ土持っていこうかというふうになるというふうに思いますのでね。ぜひ、業者にとって適正なる指導ができるような条例をつくっていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

西井副議長 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、1番、辻村美智子君の発言を許します。

1番、辻村美智子君。

一問一答方式で行われます。

辻村議員 ただいま議長の許可をいただき、私より学校給食について一般質問させていただきます。

質問はアレルギー体質の子どもの対応についてと、食器等の衛生管理についてです。

一問一答でお伺いいたします。

なお、これよりの質問は質問席より行わせていただきます。

それでは、学校給食について質問させていただきます。

初めに、アレルギー体質の園児・児童・生徒の対応についてお伺いいたします。

最近では、4人に1人がアレルギー体質であるという現状になっています。これは主に食べ物によるアレルギーが多くなっています。また、食品によっては、アナフィラキシーショックというものを発生して、命のかかわることもあるそうです。そこで現在、食物アレルギーを持つ子どもは、市内小中学校に何人ぐらいいるかをお教えてください。また、その子どもたちに対してそれぞれの対応策もお聞かせください。

以上です。

西井副議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 辻村議員のご質問のアレルギー体質の児童・生徒の給食についてお答え申し上げます。

本年5月時点に行った小中学生を対象とする調査では、たとえ1食品であっても何らかの食物アレルギー傾向を有する市内小中学生の児童・生徒は、約100名となっております。その種類も20種類程度と多様で、程度もさまざまでございます。中でも卵アレルギーと牛乳アレルギーが多く、両者を合わせると50名程度となっております。各学校・幼稚園では、一人一人のアレルギーの状況を担当管理職、養護教諭が把握し、その対応を行っております。給食センターでは、年度当初、学校・幼稚園からどのようなアレルギーの児童・生徒が在籍しているのかの情報提供とご相談をいただきます。現在の給食センターの設備上、代替食や除去食は調理できませんが、献立の作成に当たりましては、アレルゲンの含まれない食品、例えば原料に卵を使用していない練り食品、卵、牛乳が含まれていない加工食品等をできるだけ選定し、アレルギーを持った児童・生徒も含め、みんなが食べられるメニューをできるだけ多くするように工夫しております。

西井副議長 辻村美智子君。

辻村議員 ただいまの部長のご答弁で、アレルギー体質の子ども一人一人の状況を担当ではなく、担任の先生ですよね。

中尾教育部長 担任です。

辻村議員 はい、済みません。担任の先生はもちろんのことなんですけども、管理職、校長先生、教頭先生や養護の先生が把握していただいているということは、本当に安心できると思うんですね。ただ、給食センターに情報提供をその先生方がしていただき、相談もしていただき、その情報をもとに給食センターではアレルゲンの含まれていない食品を選定し、みんなが食べられるメニューをできるだけ多く工夫をして給食の献立を作成していただいているとのことですが、アレルギー体質の子どもの中には、かなり強い強度のアレルギーを持つ子どもがいると思いますが、その子どもに対してどのような対応をされているか、お聞かせください。

西井副議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 アレルギーの強い児童・生徒には、毎月のメニューとは別に食品にどのような材料を使われているかがわかるメーカーからの原材料分析表と、さらにどの献立、どの食品にどんなアレルゲンが含まれているかがわかるよう、給食センターで献立及び食品のアレルギー表を作成し、学校を通じてご希望の保護者に配付し、アレルゲンを含む食品を除去して食べるなど、給食時の保護者、学校が連携した対応をお願いしているところであります。それによって必要な場合は弁当や代替物を持参されることもあります。なお、給食費につきましては、本年6月から、牛乳アレルギーのある児童・生徒の保護者からご希望があれば牛乳の配食を中止し、牛乳代金相当分の給食費を減額しております。現在、減額を行っている児童・生徒は中学校で1名、小学校で6名であります。今後もアレルギーを持つ児童・生徒と、その保護者に少しでも安心していただけるよう、献立の工夫や食材等の情報を提供して、可能な限り対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

西井副議長 辻村美智子君。

辻村議員 お弁当を持参している子どもがいるということは私も聞いていたので、実はこの場合の給

食費の減額はどうかとお伺いをしようと思っていたのですが、それについてもお答えいただいたので、本当にありがとうございます。でも、アレルギー体質の子どもを持つ保護者の中には、子どもが食べる食品に対してかなり敏感になり、神経質になられている方もおられるかと思えます。これは子ども自身も同じだと思うんですね。このような不安な思いを取り除いていくためにも、今後も子どもと保護者に対してきめ細やかな対応をしていただき、安心安全な給食づくりに取り組んでいただくようお願いいたします。

アレルギーに対しては以上ですが、次に、食器等の衛生管理についてお伺いします。

学校給食法第9条に学校給食衛生管理基準が定められていますが、葛城市においても衛生管理に関しては徹底していただいていると思うのですが、現在、給食時に使用しているトレイの衛生管理方法についてお聞かせください。

西井副議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 食器等の衛生管理についてのご質問に答弁させていただきます。

給食に使用しておりますお盆につきましては、雑菌を死滅するため消毒保管庫で90度90分を目安に消毒乾燥し、翌日までそこで保管しております。この食器盆は合併以前より新庄中学校区においては、施設設備の関係で新庄中学校のみの使用をし、その他の幼稚園・学校はランチマットを使用しておりましたが、現在もそれで対応しております。なお、市内全校への食器盆の導入につきましては、合併当時にも検討されましたが、施設設備の不足、具体的な食器盆の消毒保管庫を設置するスペースがないため、将来の給食センター検討の中で考えてまいりたいと思えます。どうぞご理解をよろしく申し上げます。

西井副議長 辻村美智子君。

辻村議員 ありがとうございます。今、聞かせていただきましたら、トレイ、食器盆ですね。食器盆の統一の改善要望をたしか合併当初に依頼していたんですけども、残念なことにまだ全部統一されていないということなんですけども、その理由に食器盆の消毒保管庫を設置するスペースがなく、施設設備不足ということなんですけども、そうすると学校給食法に定められている学校給食衛生管理基準に基づき、トレイの消毒保管庫の設置場所や老朽化した、たくさん老朽化した部分があると思うんですけども、その設備の改善をしていただかないといけないと思うんですね。それは両センターの現状の施設設備を考えたら、建替しかないのじゃないかなというふうに思うんですけども、この件に関して市長はどのようにお考えかをお聞かせください。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今、学校給食センターのことにつきまして、辻村議員より質問いただきましたけれども、衛生面を保つため等、学校給食センターのあり方は今現在、給食委員会を含めてどういうふうにしていくべきなのかということを検討させていただいております。ただ、いつの時期にどこでということはまだ明確にも答えも出ておりませんし、それをどのような形で給食センターを設置をしていくのかということも、今後できるだけ早くどこにするのかということを考え、それをまた議員の皆さんに、また、給食を受けておられる生徒を持つ親等に説明もさせていただかなければいけないだろうなというふうには考えております。

西井副議長 辻村美智子君。

辻村議員 市長のお考えはよくわかったんですけども、今のところどのように給食センターを建設するかというのは考えておられないようですが、やはり衛生面を考えると、現状、新庄地区の新庄小学校、新庄北小学校、忍海小学校とか幼稚園などは、ランチョンマットを使用しているということをお聞きしております。先ほども部長の方からのご答弁にあったんですけども。やはりこういう衛生面というのは、子どもの給食の安心安全にとっては一番欠かせないものであって、やはり早急に考えていただくべきかと思います。この給食センターの建設については、この後の春木議員の質問の方にも入っておりますので、そこで深く質問と答弁をしていただいて、私はしっかり聞かせていただこうと思いますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

西井副議長 辻村美智子君の発言を終結いたします。

次に4番、春木孝祐君を許します。

4番、春木君。

一問一答方式で行われます。

春木議員 4番、日本共産党の春木孝祐でございます。きょうは3つの問題について質問をさせていただきます。

最初に、今、辻村議員からおっしゃっていただいております学校給食センターの充実と建替の問題であります。

次に、これも今朝一番に溝口議員の方からバイオマスタウン構想の推進状況ということでご質問があって若干関係しておりますが、おひさま堆肥について質問させていただきます。

最後に、山麓線の安全対策と渋滞解消について行います。

具体的には質問席で行いますので、よろしくをお願いします。

まず、学校給食センターの問題でございます。少し前置きが長くなりますけれども、食育基本法というものが成立しておるわけですが、食を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加、逆に過度の痩身、やせ志向、食の安全上の問題の発生、食の海外への依存、伝統ある食文化の喪失など、国民の食生活にかかわる問題を背景にして平成17年に施行されております。食育というのは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと位置づけられ、国民運動が今、取り組まれているところでございます。文部科学省におきましては、児童の朝食の欠食、1人で食べることの多い孤食の問題、肥満傾向、そして地域への理解や食文化の継承の必要性の高まり、こういったことに注目し、学校における食育の推進のために、1つ、栄養教諭制度の導入、そして教職員の啓発と指導力の向上、学習教材の充実、それから、給食における米飯給食あるいは地産地消の推進、そういったことによって学校給食を充実していく。とりわけこの学校給食は重要視されており、昨年平成21年の学校給食法の改正により、食育が重要な給食の目的、今までの目的とは違って、食育が重要な目的になったということでもあります。先ほど、辻村議員からもありましたように、同時に給食の実施基準、そして衛生管理基準、これも制定されたところでございます。

まさに給食は子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくための生きた教材として、非常に重要であり、安全でおいしい食事を提供するために献立、食材の調達、調理、そして配送、洗浄など全ての業務を本市では給食センターで行われているところであります。

まず、給食センターの現状についてお聞かせいただきたいと思います。

西井副議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 4番、春木議員のご質問の中で、施設についてのご質問だったと思いますが、葛城市にはご存じのとおり2つの給食センターがございます。

まず、新庄給食センターは昭和42年に開設し、昭和62年9月26日に改築をいたしております。延べ床面積が774.93平米で、調理能力は3,200食の施設であります。職員につきましては、事務系の嘱託職員1名、県より派遣の栄養士1名、配食運転手嘱託1名、調理員10名（職員1名、嘱託5名、日々雇用4名）の計13名で業務に当たり、中学校1校、小学校3校、幼稚園3園の約2,200食の給食をつくっております。

次に、當麻給食センターでは、昭和54年3月に竣工し、5月7日より給食を開始いたしました。延べ床面積528平米、調理能力は2,500食の施設であります。職員につきましては、所長として職員1名、この1名は新庄給食センター所長を兼務しております。そして、事務職兼配食運転手の職員1名、県より派遣の栄養士1名、調理員10名（職員4、嘱託3名、日々雇用3名）の計13名で業務に当たっております。中学校1校、小学校2校、幼稚園2園の約1,800食の給食をつくっております。

以上でございます。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 今のご答弁で、施設の現状、概要についてはわかりましたのですが、その中の設備。先ほどもありました学校給食衛生管理基準に沿ったものとなっているのでしょうか。お伺いいたします。

西井副議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 春木議員ご指摘のとおり、平成21年3月31日、学校給食衛生管理基準が交付され、4月1日より施行されました。葛城市学校給食センターの施設設備につきましては、この基準に沿うべく、現場においていろいろと創意工夫を凝らして対応を行っているところでございます。しかし、設備面におきましては、先ほどご説明申し上げましたように、施設等が20年、30年前のものであり、設備等もその当時の物を多く使用しております。この基準が施行された今、従来のウェットシステムから、ドライシステムに移行しなければなりません。現状の作業面積、設備、システム等では完全には対応できません。しかし、給食は待っていただけません。簡易的ではありますが、2施設とも修理、設備等の入れかえ時に創意工夫を凝らしてドライシステムに近づく作業を進めております。各設備につきましては、現状の設備を生かしながらドライシステムに近づけて努力し、現在に至っております。

以上でございます。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 今、ご答弁いただいたことと、先ほどの辻村議員がご指摘されましたトレイですか。給食盆の、中学校を除く新庄地域での改善ですね。そういったことが衛生管理基準にきちっと定められているかどうかは、ちょっと私、理解はしておらないんですが、しかし、大きな流れから行くと、葛城市の2つの給食センターが建てられたのは、水を使うウェット方式とおっしゃいました。ウェット方式という時代に対応した施設である、基本的には。ところが、現在はドライ方式、水をできるだけ使わない、そういう方式で調理をするということがいい、よりよい方式だということが示されている。これでなければならぬという、たしか僕の読んだところによると、なかったと思うんですけど、しかし、この方式がよりよいんだということで、その後、新しく建てられているところでは全部この方式を採用している。しかし、残念ながら葛城市では建設計画がまだ明らかでないということもあって、何とか部分的にしる、今お話がありましたように職員の工夫によって、できるだけドライ方式で調理をされているのが現状だというご答弁であったと思うんですね。けれども、先ほどから出されているように、給食センターが建てられてから、かなり古くもなっているし、そしてその設備についても、なかなかいつ建てかえてもらえるのかというような期待もあって、なかなか思い切った設備の更新もお金をかけてやるということではなくて、ぎりぎりのところで工夫をして対応しておられるのが現状だろうというふうに思います。

ですから、やはり基本は給食センターの計画がいつあるのかということに大きくかかわってくると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

西井副議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 新給食センターにつきましては、今後の給食実施のあり方や財政状況に照らして検討してまいりたいと考えております。先ほども申し上げましたが、設備等につきましては、何とか延命を図ってきた設備も寿命を迎える物もあり、今後、機器等の入れかえを行いながら、安全でおいしい学校給食の実施に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 先ほどのやり取りとダブってくることになるんですけどもね。1つは非常に厳しい環境の中で衛生基準に沿った調理をしていくということでは、今も努力されているし、今後多大な引き続き努力をしていただきたいということをお願い申し上げます。

ここで市長に、先ほど答弁ありましたけれども、先ほどのご答弁ではいつやるか、あるいはどこでやるかというお話、どこでという話も出てきましたけどね。そういう問題はかなり具体的な問題ですね。けれども、これだけ古くて、しかも非常に現場で苦勞をしているというのはよくご存じのことだと思うんですね。しかも、法的に昨年度、衛生管理基準が示されている。これはまた重要な1つのポイントですね。ですから、やっぱりいつごろ建てていくのかということとは、今、さまざまな財政シミュレーションを初め、いろんな課題がある中で、いつとは言いきれないかもしれませんが、市長の意向としてどれぐらいをめどにみんなに計画を提示していきたいと思っておられるのか。それはせめて、じゃ、いつ検討して、今はいつごろ建てたいという市長の意向を示していただかなくても、少なくともいつに議会に対し

てとか、いろんな検討をして、計画案ですね。それをまとめられるのか。それだけでもぜひお聞かせ願いたいと思うんです。

西井副議長 山下市長。

山下市長 春木議員の方から財政状況もある中でということ、こちらの方をおもんばかっていただいた質問であつたらうというふうに思いますけれども、確かにおっしゃるとおり、葛城市の財政状況を見ながら、そういう施設の建替等についても考えていかなければならない。ご承知であろうと思いますけれども、学校給食センターそのものを建てかえる、また新築をしていくという場合は、国からの文部科学省の補助金等はほとんどついて来ないと。ほとんど単費で建てていかなければならないということになります。その場合は、できたら合併特例債が使える間に建てるとかいうことも考えていかなければならないでしょうし、そういうことを踏まえて、できるだけ早いうちに計画を立てて議会の皆さんにお示しできるように努力をしていきたいと思っております。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 くどいようですけども、合併特例債はもう平成26年度までに使わなければならないということはもう明白な事実ですね。計画を示されて、そのとおり関係各位からそれでいいというふうになるにもやっぱり時間がかかってくる。だから、今、申しました基本的な考え方について、やはり早くお示しをいただいて、そこから関係者、たくさん関係者がおられますよね、教育委員会もそうですし、給食センターの現場をあくまでおられる方もそうですし、学校で日々給食を出させているような問題に対応されている先生方もたくさんいらっしゃいます。ですから、もう固まったものをお出しになる時期を聞いているんじゃないかと、この2つの給食センターが古くなっている。そういうセンターをどんなふうにしてしていくのかと。これはもうやっぱり日々待たなしの給食づくりに頑張っておられることを考えると、何かを示してあげないとですね。これはもう設備を変えるにしたって、やっぱり無駄になるような設備は現場でも買いたくはないということも心情として理解できるわけですし、それぐらいは、来年今ごろには一定の計画案を示すんだとか、何か答えていただかないとあまりにもひどいじゃないですか。いかがでしょうか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 いろんな判断をしていかなければならないというふうに思いますので、合併特例債を適用していくのであれば、早い時期に示していかなければならないでしょうし、どういう形でそこを踏み切っていくのかということも当然考えていかなければならないというふうに思いますので、余り明確にここまでにこれをするというを出していけない状況にあるということも一定ご理解いただきたいなというふうに思います。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 今のご答弁は理解ができるということではありませんが、同じことをやり取りしてもいたし方ありません。いずれにしても、この給食センターの建替ということがいずれ近い将来に問題になってくるということを前提にして、少し私の要望事項を述べさせていただいて、この問題は終わりにしたいと思うんです。

この勉強をしますと、今、全国的な傾向としては、当市が抱えているように財政が厳しいから、まだ自校方式という旧来の方式でやっておられる学校もたくさんあるんですね。これを大規模なセンター方式に変えよう、あるいは調理と配送を民間委託で行こうと、こういったコスト削減の流れがあることも事実です。しかし一方、食育基本法、衛生管理基準、昨年度、給食法が変わったという背景を受けて、逆に給食の目的、体育や知育や徳育の基本に食育や地産地消があると、そういう給食法の目的が変わったというようなことを受けて、これらの目的を達成するためにより有効だと言われている自校方式に戻していく流れも一方で起こってきております。このことも事実です。地域の食文化を取り入れた献立、あるいは地元で取れた安全で新鮮な食材、顔の見える大人たちに丁寧に調理される、アレルギーにも十分配慮されたおいしい給食、皆と一緒に食べることで、そういうことが実現すれば子どもたちは自分が学校から大切にされている、大人たちから大切にされているということを感じて、心が豊かになり、人とのつながり、自然の恵み、地域の食文化を学び、育っていくと思います。

私は、コストを評価する際に、まず給食の目的の達成度というものを第一に評価に入れるべきだと考えます。そしてまた、この自校方式ということならば比較的小規模でありますから、地元の建設業者が請負で行けますし、そして安全でおいしい食材、そういう提供にも小ぢんまりした食材の中で十分地元の協力を得てやっていける。しかも、バイオマスタウン構想でもありましたように、非常に価値の高い、そういう農産物をつくるというような生産体系や、それがまた流通していく新しいシステムができていく。そういった過程では地元の葛城市の活性化にもつながっていくのじゃないか。雇用の促進にも役立っていくのじゃないか。あるいはまた葛城市として子どもを大切にしている立派な市なんだなということで、評価が高まっていく、そういうふうにも思うわけであります。

必ずどちらがどうというふうには考えなくても、例えば、幾つかの小学校で自校方式をやっていくと。そういうことをすれば、あるいは、その残りのものについてはセンター方式、この2つを組み合わせるといようなことを考えていけば、新しい大規模なセンターを建てるための用地を獲得しなくても、現有の用地でやっていける。そういう見通しもできるのじゃないかな。そんなふうにも思っているところであります。ぜひ、さまざまな角度からご検討いただきますようお願いをしておきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

次はおひさま堆肥でございます。実はこの問題、ことしの6月の議会の一般質問で実はバイオマスタウン構想の具体化ということをしてテーマにして、今年度、平成22年度目標で国に対して堆肥生成事業を予算化して、補助申請をしていく、こういう取り組みについて質問させていただきました。その中で関連して、既に実際に行われておりますおひさま堆肥についてお聞きをしたのでありますが、ご答弁の中では去年並びにことしに新たにモニターを募りまして、約80名弱の方がご参加をいただいております、當麻クリーンセンターの敷地内におきまして、今現在、その作業に従事していただいております。これは、議事録に載っている文章そのままです。そういうことをごらんになった方から、この質疑応答では、全ての作業を約80名で行っているとの誤解を与える、そういうご指摘を私は受けました。

改めて、この先駆的な取り組みとと思います、おひさま堆肥の詳細についてお聞きをしたいと
思います。この事業の意義、経過と成果並びに今後の進め方についてお教えてください。よろ
しくお願いします。

西井副議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 春木議員より、おひさま堆肥の事業の意義、経過と成果並びに今後の進め方を示
してくださいということのご質問でございます。

ご質問のおひさま堆肥づくりは、ことし2月に本市が公表しましたバイオマスタウン構想
の推進事業の中の1つに位置づけております。これは地域の有機資源を有効に活用してごみ
の減量など、環境に優しい地域づくりを目指すものです。おひさま堆肥につきましては、N
P Oが主催し、県や市町村の行政、奈良教育大学ほか2大学、それに事業者や市民団体が参
加しておりました菜の花バイオマスプロジェクト会議からの勧めがありまして、本市として
も燃えるごみとして各家庭から排出されるごみの中で大きな割合を占め、水分の多い生ごみ
を取り出し、堆肥化することは、焼却場で燃やすごみの減量にもつながるだけでなく、でき
上がった堆肥は農業、園芸、ガーデニング等に使用できるなどのメリットもあり、市民参加型
の事業として住民の方の環境意識の高揚に効果があると判断いたしまして、昨年5月にスタ
ートいたしました。

名称のおひさま堆肥につきましても、生ごみ処理に太陽熱を利用することから、同会議の
提案で名づけたものでございます。当初は、市職員を中心に、一部の住民の方に呼びかけま
して、30世帯のモニターによる生ごみの一次処理と、市役所への持ち込み、それを堆肥化し
て参加者へ還元する形で開始いたしましたが、参加者から好評を得られる見込みがございま
したので、昨年10月には一般住民の方にモニターを公募し、計48世帯の参加を得ました。さ
らにことし4月にも、新たなモニターを募りまして、11月末現在におきましては68世帯の参
加を得まして、延べ147世帯の参加となりました。

また、堆肥化技術及び実施作業につきましては、菜の花バイオマスプロジェクト会議の指
導を得て進めておるところでございます。作業は当初、山麓公園の空きスペースを使って実
施していましたが、参加者の増加に伴い、手狭になったため、昨年10月からは當麻クリーン
センターの駐車場にビニールハウスを建て、そこで堆肥づくりを行っています。堆肥化の実
施については、当初は菜の花バイオマスプロジェクト会議に無償で全てをお願いしていま
しが、その後、同会議からの提案もあり、おひさま堆肥モニターに呼びかけて、堆肥づく
りのボランティアを募りましたところ、参加の希望がありまして、昨年11月からは市職員とボ
ランティアと同会議のメンバーで行っています。

現在、継続して堆肥づくりに参加されているボランティアは7名で、毎回の参加は平均3
名から5名です。堆肥づくりでは持ち込まれたごみを人力で切り返しや水分調整を施し、2
次発酵させ、完熟堆肥にしています。ちなみに、2次処理をしているボランティアは「おひ
さま会」と称します。

この事業の意義につきましては、先ほど申しましたように、生ごみの排出を減少すること
とともに、市民参加型で行っていることで住民の方の環境意識が高まっているといった啓発

効果も大きいと考えています。また、こういった事業は奈良県内において初めての行政取り組み事例としても注目され、県内、県外を含めた数団体の見学を受けました。

成果につきましては、これによる生ごみの削減量が1年半で約11トンになると試算しております。市内のごみ量全体から見ればごくわずかではあります。しかし、先に申し上げましたとおり、住民の方への啓発効果は高いものと考えておりますし、また、でき上がったおひさま堆肥も参加者から、野菜等がしっかり育ちおいしいなどと、全体的にご好評をいただいております。住民の方への啓発といたしましては、広報紙の掲載や葛城フェスタへの出店、市民ホールでのパネル展示などをしており、おひさま堆肥を呼びかけることで、あわせてごみ減量の意識向上を目指しております。

今後の計画との質問ですが、ことし8月にこの方式の発祥地であります三重県内の施設を視察させていただきました。そちらでは規模を拡大するためには、人手とともに用地の確保などについての問題があるとのことでした。本市といたしましても、規模の拡大を図りながら、その状況に応じた対策や対応を考えていく必要があると思っております。また、事業の運営について、三重県では生ごみ容器の回収、堆肥づくり作業、処理容器づくりやボランティア募集作業までの一連の業務をいずれもNPOなどへの委託で実施されており、本市もそれを参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

平成23年度は、ふるさと雇用再生事業を活用して、葛城市循環型社会形成事業を進めて行く中で、その一環としておひさま堆肥の規模の増加を図ろうとしております。また、バイオマスタウンは、資源循環が目的ですので、生ごみをおひさま堆肥として変換させた後は、その堆肥を使って花や野菜の栽培の方法を講習することなども計画しており、より一層、住民の方にバイオマスタウンをアピールしていきたいと考えております。

以上です。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 詳細なご説明、ありがとうございます。この活動は葛城市におきましては、市民とともに家庭の生ごみから堆肥をつくることができる、そういうことを示した最初のものであると思います。また、バイオマスタウン構想の構築やその具体化を進めていく上で、牽引的な役割を果たしているのではないかと思います。ご参加されている市民の皆様にご改めて敬意を表するところでございます。

循環型社会は、もちろん1つの何かの施策でできるものではありません。生ごみの利活用だけとってみてもそうです。いろいろな分野でさまざまな手法で取り組む必要があると思います。生ごみを出さない調理法、食生活を送っていく、そういった工夫も大切です。少なくとも現在、焼却している量を減らしていく、そういうことは現在、新クリーンセンター建設をしようとしている本市にとっては緊急の課題であることを強調しておきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

山麓線の安全対策、渋滞解消についての問題であります。

まず、ご承知のように、県道山麓線、當麻寺交差点から南太田の交差点の区間。これは平成7年に国道大和高田バイパスと供用するという事になって、交通量は飛躍的に多くなり、

通行の安全を求める住民の強い要望により、狭いながらも歩道が徐々に設置されてきました。しかし、15年後の今日、當麻寺から竹内交差点の間では西側、それ以後、竹内交差点から太田交差点では東側の大部分については、路側帯の白線が引かれているだけで、とても歩ける状態ではないと思います。全面的には、道路の拡幅をしないと歩道は設置できない状況ではありますが、御所行き方面のバスの停留所、イトーピア、兵家、如意、この停留所周辺だけでも緊急に歩道を設置しないと、日々利用者は非常に危険な状態で放置されていると、こういうことになると思います。これは、以前から要望が市にも出されていると思いますけれども、改善の見通しというのはいかがでございましょうか。お教えてください。

西井副議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、山麓線の交通安全対策、また渋滞解消ということでお答えをさせていただきます。

イトーピアバス停前歩道整備につきましては、今回、太田南交差点でございまして、この間の東側歩道設置に向けて、高田土木事務所で検討をいただいております。今、お話が出ておりますイトーピアバス停前の歩道でございまして、この間につきましては、同じ方向、近隣箇所でもあるということで同時期に整備をすることができないか、要望書を高田土木事務所に提出をいたしております。歩道設置につきましては、利用形態、利用頻度、通行車両等検討する必要がありますので、12月6日現在、資料収集を行っている旨の回答がございました。また、山麓線ほかの交差点につきましては、既に右折車両による渋滞の時間帯が調査済みで、差し当たり時差信号による解消が図れないか、公安委員会と協議中であるという返事をいただいております。今後も山麓線渋滞解消に向けましては、市といたしましても十分な要望をしてまいりたいと思います。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 渋滞解消で前から市として右折レーンを要望されているということについても状況のご報告をいただきました。私たち共産党としまして、今井県会議員とともにことしの5月に高田土木に対しまして要望を行っております。當麻寺交差点から葛城山麓公園入口交差点の、あの長い区間にわたって、奈良県全体としては非常に渋滞している区域であると、そういう指定もし、その解消プランを即効ソフト対策プランと称して、示していくということでありましたが、どういう状況かと問うたわけですけれども、なかなか高速道路の下の部分のあの太田南の交差点が非常に広いので、なかなか名案が浮かばないんだというようなお話でした。その後もホームページを見ているんですが、まだこの区間についてのプランは示されていない状況です。前に質問したときに、市に対しては何の相談もなく進めているんだという石田部長のお話があったと思うんですけども、この件でもまた私どもも要請して行きたいと思うんですが、市としてもそういったプランについてどうかという角度からも、ぜひ県に言っていただきたいとそんなふうに思います。

非常にこの高田バイパスの問題、まだ未完成の4区の問題、あるいは山麓線の渋滞をいかに早く解消するかと。これは非常に葛城市にとっても大きな問題であるというふうに日ごろ考えておるわけです。そこで市長にお聞きしたいと思うんですけども、私たち日本共産党の

葛城市委員会はこの10月14日に国土交通省の近畿地方整備局、奈良国道事務所に要望書を提出してまいりました。あらかじめ市長にも、こういうことで行くよとお見せした中身であります。1つとしては、この計画されている高田バイパス4工区、つまり残りの区間ですね。これを全面的に見直して、都市計画を変更してほしい。現在供用されている先ほどの山麓線、これをバイパスの4工区の代替として整備をし、高田バイパスとして使ってほしい、ということ。さらに、皆様がいろいろなところで言われている、南阪奈道路というのを無料化する。こういうことをすれば、交通量がかなりそちらに移って、減っていくのではないかと、こういう3点セットで要望いたしました。そして、そうすることによって、高田バイパスの目的、それから山麓線の渋滞、安全の確保は達成できるということ、さらには国としての投資経費、県も半額出さなければならぬということらしいんですが、そういった経費も削減されるし、葛城市における自然が保存される。そういったことで要望をしました。このときの副所長が対応してくださったんですが、その答弁は、簡単に言いますと、この計画というのは先日、事業評価監視委員会というところで再評価、1回は評価されて、もう一度の再評価も通っているので、国道事務所としては実行すべき立場にあるんだと、こういう返答でございました。帰ってすぐにこの再評価に当たって国から提出されている資料を検討いたしました。簡単に言えば、この大和平野の広域幹線道路のネットワークを形成する重要な道路であるので早く完成すると。もう一つは、山麓線が非常に渋滞する、安全対策も不十分だ、だから、この4工区を早急に整備しなきゃならないと。これが再評価を通った大きな理由になっています。もう一つは、問題は地元のこの葛城市にどれほど有効になるかということです。これは非常に葛城市の経済の活性化に役立つんだと、こういう評価をされているわけですが、今、私がさまざまな新市建設計画や、またこれから考えられている、検討されている新仮称道の駅、そういったことを考えてみましても、このバイパスの4区工区の完成というものは、そうは役に立つものじゃない。かえってさまざまな問題を新たに起こしてくると、そういうふうにはしか見えてこないのであります。

話はまた申し入れに行ったときに戻りますけれども、結局、南阪奈道路の無料化というものがもし実現するならば、これは当然、山麓線の渋滞は減っていくということは間違いのないでしょうし、即効対策として非常に役に立つのではないかと。あるいは、考えてみますと、地元でいろいろな経済活動をなさっている企業や、それから市民生活のそういう支援にもつながっていくものだと、そんなふうにも思うわけです。ぜひ、国に対して市長から強く要望していただきたいと、こういうふうには思うんですが、いかがでしょうか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 南阪奈道路の無料化ということに対しましては、前々から、これはもう前の吉川市長のときから要望はしておる、要望というか、値下げ等に関しては要望しておるところでございますし、また、無料化ということに関しましては、私の方からも県ないし国等に対して要望し続けていきたいというふうに思っておりますが、どういう対応になるのかということは、予測はできない、かなり難しかりょうというふうに思っております。財源がそこまでないということでございますので、かなり難しかりょうなというふうには思っておりますけれども、言い

続けることは言い続けなければならないなというふうに思っております。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 ぜひ、商工会と言いましょか、この高速道路が低料金になることによって、非常に役立つ、そういった方々にも呼びかけていただいて、こういった要請をしていただきたいというふうにも思います。

それから、最後に市長に、ホームページで、この11月19日に馬淵国土交通大臣にお会いになって、地方道路整備事業関係の要望を陳情してきたという記事を拝見しました。そこで、葛城市の重点要望が前向きに進むことを願って帰ってきたと、こういうふうにおっしゃっています。どういうことを要望してこられたのか、差し支えがなければ教えていただきたいと思えます。

西井副議長 山下市長。

山下市長 いろんなホームページ、隅々まで見ていただきましてありがとうございます。馬淵大臣と懇談ができたというか、会えた時間はたった5分でございましたけれども、そこに要望書をつけて、葛城市のいろいろな要望事項、特に補助金にかかわる話ですね。今、進めておったり事業化をしている事業等に関して、早く早期に着手をしたいということで、補助金の確保であるとか、早期に着手できるようにということでお願いに行ったということで、全体的にたくさんの事業を要望させていただいたということでございます。

西井副議長 春木孝祐君。

春木議員 どうもありがとうございました。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

西井副議長 春木孝祐君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時11分

再 開 午後3時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤井本浩君の一般質問に入る前に、配付いたしております一般質問通告一覧表の質問事項に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

質問順番6番、藤井本浩君の「新市建設計画の進捗と今後の見直しについて」と記載しておるところを、「新市建設計画の進捗と今後の見直しについて」というふうに訂正をお願いいたします。

それでは、7番、藤井本浩君の発言を許可します。

一問一答方式で行われます。

7番、藤井本君。

藤井本議員 それでは、私の質問は、今、議長からございましたように、新市建設計画の進捗と今後の見直しについてということでありませう。

市町村合併の特例に関する法律に基づきまして、合併前の新庄町、當麻町の合併協議会におきまして、合併後10年間のいわゆる葛城市誕生後、平成17年度から平成26年度までの10年

計画、言いかえればその当時の10年後の将来像というものが示されたわけでございます。そして、この10年間の計画には、国の財政支援、皆さんご存じだと思いますが、合併特例債を受けられることができるというものでもあります。既に平成16年10月の葛城市誕生から6年が経過し、この新市計画の期間であります10年のうち、残すところ4年余りとなった現在、今ここで当初計画された各事業、その事業費合計157億6,400万円ということで計画をされたわけでございますが、その進捗につきまして、当時の将来像というものがどこまで実現されたのか。また、さらに残る4年余りの間でどこまで実現できるのか、その見込みについてお伺いをしてまいります。

質問は、質問席から行わせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

この新市建設計画というのは、5つのテーマというものを、新市建設計画における5つの基本方針というものに基づいて決められています。その5つに分けて質問をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。5つと言いますのは、先に申し上げます。1番が教育文化の充実・創造、2番目が保健・医療・福祉の充実、3番目が産業の育成・創造、4番目が生活環境の整備、5番目が都市基盤の整備と、このように5つの基本方針に分かれておりますので、今申し上げた5つを、まず1番目、教育文化の充実・創造という部分から質問を入らせていただきますので、ほとんどの担当部長が出番が回って、お答えいただくことになるかと思いますがどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、教育の部分ですけれども、1番目、最初に、小中学校の地震補強工事ということで、新市計画には地震補強工事ということで各学校等、12項目挙げられています。当初事業費39億8,000万円として上げられたわけですけれども、かなり進んでいるというのは工事が各学校で見られておりますから、それは理解しておりますが、現在の進捗状況について、まずお答えください。

西川議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 藤井本議員の新市建設計画の中の小中学校の耐震補強大規模改造工事の進捗についてご説明申し上げます。

1番目から言いますと、白鳳中学校の校舎につきましては、対象棟数が2棟で平成18年と平成19年に地震補強大規模改造工事が全て完了しております。2つ目、白鳳中学校の屋内運動場につきましては、平成25年度に地震補強大規模改造工事を予定しております。3番目、新庄北小学校の屋内運動場につきましては、平成18年度に地震補強大規模改造工事が完了しております。4番、新庄小学校の校舎につきましては、対象棟が4棟で、平成17年度に1棟の改築工事が完了しております。平成23年度と平成24年度に残りの3棟の地震補強大規模改造工事を予定しております。5番目、新庄中学校の校舎につきましては、対象棟数は5棟で、平成21年度と平成22年度に4棟が完成し、平成25年度に残りの1棟の大規模改造工事を予定しております。6番、新庄中学校の屋内運動場につきましては、平成26年度に大規模改造工事を予定しております。7番、忍海小学校の校舎につきましては、対象棟が2棟で平成19年度と平成20年度に1棟の改修工事が完了し、残り1棟は平成25年度に地震補強大規模改造工

事を予定しております。8番、當麻小学校の校舎につきましては、対象棟数は2棟で、1棟は平成21年度に完了し、残りの1棟につきましては平成26年度に大規模改造工事を予定しております。9番、磐城小学校の校舎につきましては、対象棟数が2棟で、1棟は平成17年度に完了し、残りの1棟は平成23年度に地震補強大規模改造工事を予定しております。10番、磐城小学校の屋内運動場につきましては、平成24年度に地震補強大規模改造工事を予定しております。11番、當麻小学校の屋内運動場につきましては、平成22年度に工事が完了しております。12番、白鳳中学校の武道場につきましては、平成20年度に新築工事が完了しております。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 各学校を順序だててご説明いただきありがとうございました。

きのうでしたか、奈良新聞に載っていましたが、耐震化率、市立学校の耐震化率という形で載っていただけですか。奈良県はおくれていると、こういうふうなことが載っていました。葛城市の場合、現状の耐震化率はどれだけ進んだのかということと、平成26年度、これは合併特例債を使える、新市建設計画の最終年度で、耐震がどうなるのかと、あわせて、県内各市町村の耐震化率と比較したような数値、わかればね。おくれているのか進んでいるのかという部分で答えをいただきたいと思います。

西川議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 現在の耐震化率につきましては、平成22年度工事完了時におきまして、市では87.2%で、平成25年度工事完了後に100%となります。なお、I S値0.3未満の地震の振動及び衝撃に対し、倒壊または倒壊する危険性の高い校舎と屋内運動場につきましては、平成22年度で100%完了となっております。

次に、県内での耐震化率と比較につきましてはですけども、奈良県の耐震化率は平成20年4月1日現在で63.6%、葛城市は80.9%でございます。

県内の各市町村の順位といたしましては、市町村別の順位といたしましては13位、市部では生駒、五條に次いで3位となっております。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 県内市町村で13位ですね。市部で3位ということですね。比較的、比較的というか、奈良県においては県の平均を上回って、進んでいるということですね。

私、総務省の市町村体制整備課というところで、合併特例債、全国の各市町村、どういふふうなところでよく使われているかということ、先般お尋ね、電話ですけども、しましたら、やはりこの学校のこういうところに、耐震化と言うていいんですか、増改築によく使われているということをおっしゃっていました。それに例外に漏れることなく、葛城市もがんばっていただくということで、最終は100%になるということで安心しておりますので、引き続き進めていただきますよう、お願いしておきます。

続いて、2番目の保健・医療・福祉の方に入らせていただきます。ここでは、歴史散策ウ

ウォーキングロードの整備事業、また磐城第2保育所、子育て支援整備事業、介護保険施設整備事業、総合子育て支援整備事業ということで、当初事業費13億5,000万円ということで決裁されております。これについては、4つありますけれども、簡単に進捗の方、お答えください。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 歴史散策ウォーキングロード整備事業、磐城第2保育所、また子育て支援センター整備事業、介護保険施設整備事業、総合子育て支援整備事業の進捗または見通しについてお答えしたいと思います。

歴史散策ウォーキングロード整備事業につきましては、地域活性化事業に含めて今後検討していく方針でございます。

磐城第2保育所の整備事業につきましては、現在の場所を拡張いたしまして、200人規模の保育所を整備する計画をしております。また、設計委託業務についてですが、10月18日に入札を行い、委託業者を決定し、契約締結いたしましたところでございます。設計に当たっては、事前の参考にするため、県内5カ所の保育所の施設を視察を行った後、基本設計の打ち合わせを11月初めに理事者で行い、その後、主任保育士を含め、業者と視察結果を反映させながら種々協議を行っております。その協議事項を踏まえて実施設計に入ることになり、年度末までに完了することになっております。事業実施につきましては、平成23年度、平成24年度の継続事業と考えております。完成後、平成25年度から新しい保育所に入所いただく運びでございます。

また、併設を予定しておりました子育て支援センターにつきましては、子育て中の親子が、利用しやすい身近な場所として、児童館等、他の市内の公共施設の利用も含め、展開していきたいと思っております。

介護保険施設整備事業につきましては、中止の方針でおります。また、総合子育て支援整備事業に関連いたしまして、既に一時保育事業、学童保育の時間延長、ファミリーサポート事業などに取り組んでおり、今後さらに充実したものとなるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 ウォーキングロードですね。これについては、地域活性化事業の方に一緒にやるんだということですので、後ほどそこでお聞きしますのでお願いしております。

磐城第2保育所ですね。これは、新市建設計画が策定されたときから老朽化が進んでいるということがここであつたわっておりますので、今後は平成23年度、24年度に工事をするということで、これも順調に進めていただきたいというふうに思っております。

1点お聞きしておきたいんですが、介護保険施設整備事業ですね。これについては、中止した、廃止したというお答えをいただきました。その廃止された理由ですね。ここで説明いただきたいと思っております。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 ゆうあいセンター内にあります指定介護通所事業所は、定員45名で、利用対象者の対象エリアが旧當麻町であったものが、合併により旧新庄町のエリアの拡大が見込まれたため、介護保険施設の増築を計画いたしました。合併後、介護老健福祉施設かつらぎ園など、他の利用事業所の参入により、増加が見込めないことから、計画の必要性がなくなり中止する考えでおります。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 今、中止するというので、増加の傾向が見られないということですが、これを詳しくやっていると私も時間が足りなくなりますので、そういうことで中止したということがここで明言されましたので、そういうふうを受けておきたいというふうに思います。

3番、産業の育成・創造というテーマに入らせていただきたいと思います。

ここでは、農村振興総合整備事業、農業者健康管理休養センター整備事業、先ほども出てまいりました地域活性化事業というふうなことが主な事業となっておりますが、当初事業費、これは21億円です。これの進捗についてお伺いしたいと思っておりますので、お願いします。

西川議長 大武産業観光部長。

大武産業観光部長 ただいまご質問いただいております農村振興総合整備事業でございます。農業の安定的供給体制の確立のための農村基盤整備といたしまして、平成17年度から平成21年度の5カ年事業ということでございますが、圃場整備、農道整備などを実施しております。ある一部、農業集落道整備につきましては、本年度繰越をさせていただいておりますが、この事業につきましては、本年度中に完成するという予定でございます。

もう一つの農業者健康管理休養センター改修事業につきましては、現在のところ、事業進捗はございません。

以上でございます。

藤井本議員 地域活性化事業。

西川議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 申しわけございません。ただいま私のところで一緒にお答えさせていただこうと思っておりましたので。

地域活性化事業の全体といたしましては、現在、検討委員会、ワーキング会議を立ち上げてまして、その中でも溝口議員の一般質問にもお答えさせていただいておりますように、施設規模、経営運営方法について、可能な限りのアイデアを出していただいているところでございます。参加いただいている皆様方はやはり応募されたとおり、数多くのアイデアを持ち寄っていただいております。その整備に戸惑う意見も多く見られます。今年度内にアイデアを集約いたしまして、駐車スペース、道路からの進入体系、候補地の検討と考えていきたいと思っております。

それから、先ほど花井部長からございましたウォーキングロードの整備でございますけれども、これにつきましても現在、活性化事業の中で、また県の1市1まちづくりの整備という中で、徒歩・自転車を利用し観光施設をめぐる、秋には紅葉を感じながら安全に利用していただけるルートということで、近畿自然歩道を基本に整備を行えばと思っておるところで

ございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 進捗がないとお答えをいただきました休養センターですね。これについて少しお話をお聞かせ願いたいと思います。今、新市建設計画というところに載っているから、掲載されているからどうなっていますかという進捗をお尋ねしているわけですがけれども、この新市建設計画というのは、平成14年ですか、合併協議会が設立されて、そこで決められた。今度、合併してから、ちょっと話はずれるかわからないけども、平成18年度には葛城市総合計画というのもできているわけですね。その中においても、葛城山麓地域整備の推進というところで、あれは南阪奈のインターチェンジを中心という葛城山麓地域整備という中においても、當麻方面で休養センターの整備を進めていくと、こういうふうになっているわけですが、そういったところ、今は進展がないというところですけどね。今後、本当にどうされるのか。合併特例債は、先ほどどなたかの話じゃないですけど、合併特例債を使おうと思えば、私も申し上げたようにあと4年余りなわけですね。ここのとこの、今は進展ないけどどうするんだというところら辺、本当に決まってないなら決まってないで結構ですけども、もう一度これはお聞きしておきたいと思います。

西川議長 大武産業観光部長。

大武産業観光部長 ただいまのご質問でございます。農業者健康管理休養センターは今後の方針というところでございますけれども、本年3月議会の予算特別委員会でもご答弁をさせていただいておるところでございます。本施設は農業者の健康管理を目的とした施設でございます。多目的に使用するという場合につきましては、国、県の補助金をいただいております関係上、今現在で約6,000万円ほどの返還というふうな形がございます。今後の方向といたしましては、市の方に農政活性化推進協議会という農業団体の代表者の方々に組織をいたしております協議会がございます。この辺で議論をさせていただきながら、今後の休養センターのあり方について引き続き検討を進めてまいりたいというふう考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 はい、わかりました。よく検討するというので、よく検討してくださいね。私はあの場所はいい場所やと、私自身は思っておりますから。

次に、地域活性化事業について、石田部長の方からお答えをいただきました。この地域活性化事業については、道の駅ということで、先ほど溝口議員からの質問もあって重なっている部分もあるかわからないんですけども、私がまずお聞きしたいのは、地域活性化事業イコール道の駅なのかということですね。そしたら、先ほどの溝口議員の中では、何でしたっけ、バーベキューとかほかの農業体験とか、そういうふうなこともおっしゃられたと思うんですけども、この地域活性化事業が当初事業費約10億円ということになっているわけですが、それイコール道の駅なのかという。道の駅とまだそういった先ほど私が申し上げている葛城山麓の地域整備、やはり道の駅をされようという場所も山麓にあるわけですから。かつ、そ

ここにウォーキングロードも兼ねるんだということになってくると、ここらを一体化したものが商工業のところでも地域活性化となっているけれども、農も含めた、そういった部分で考えられているのかなという、私、希望的推測を持っているんですけど、そこをお答えをいただけますか。

西川議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 ただいまの藤井本議員のご質問のように、やはり道の駅だけではこの葛城市に人を呼び込むことは当然不可能というのが、我々の考えでございます。そういった中でやはり道の駅を中心にいたしまして、観光施設であるなり、市内に点在いたします観光施設、これを何とか、先ほど申しましたウォーキングロードを活用して、徒歩なり自転車なりを利用していただいて、道の駅に車を駐車していただき、ここから葛城市内を見て歩いていただくというのも1つ考えております。

それから、農業体験の方につきましても、やはりこの道の駅を利用して、ここでたとえば半日も親、子どもと一緒に農業体験ができる、また、遊園地までとは行かないですけども、そういった施設も整備していきたいという意見も、これにつきましても我々の思いと同じくワーキング会議の中でもこういった意見も出していただいているということでございますので、そういった整備も十分に検討しながら、予算の許す限りこういった整備も進めていきたいという思いでございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 いいお答えをいただけたかなというふうに、私は思っております。道の駅じゃないよと。今、申し上げているような全体としてとらえているんだということで進めていっていただきたい。

総合計画を読みますと、ここに葛城インターチェンジを中心として、新庄側がファームリゾートエリア、旧の當麻の方、ここは花と文化財の散策エリアと、こうなっているわけですね。私はこれを合併されて平成18年に、思い出していただきたいですけど、悠久のロマンとっていうやつね、爽快シティ葛城という分でこういうふうに掲載されて、議会でもこれを可決したわけですから、こういうふうなことも交えて、この新市建設計画の地域活性化事業というのをやっていただきたいというふうに思います。

それとウォーキングロード、近畿自然歩道とおっしゃいましたが、これについてわかる範囲で、例えばどこからどこまでで距離がどうやねんという、距離はこれぐらいありますよという部分が資料として今、お持ちでしたら、全長これぐらいでここからここまでですよとかいうふうな部分をお持ちでしたら、教えていただきたいと思います。

西川議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 近畿自然歩道なんですけども、ルートの的には香芝の二上山の駅から、一応五條までということになっております。済みません、資料につきましては、調べましたところ冊子があったので、これをまた後ほど藤井本議員の方にお示しさせていただきます。こちらの方へ持ってきておけばよかったんですけども、申しわけございません。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 そしたら、確認の答弁は結構です。今ある近畿自然歩道と、これを何らかの改良をして葛城市のウォーキングロードということで何らかの改良をつけ加えて、今あるものを見ると、こういう感じでいいわけですね。もう答弁、結構ですよ。

それでは、続いて4番目の生活基盤の整備ということに入らせていただきたいと思います。

ここでは、コミュニティバスの整備、また、ごみ処理施設の整備、さらに新市地域防災計画策定、消防施設整備、当初事業費36億9,400万円ということで載っております。4つあります。部署も分かれますから、これも簡単に結構でございますので、進捗をお答えいただきたいと思います。

西川議長 森川企画部長。

森川企画部長 今お尋ねのコミュニティバスの運行事業でございます。これは当初、葛城市内をほぼ東西南北に満遍なく網羅するという、そういう計画のもとであったわけでございます。しかし、最初から多額の経費を投資いたしまして運行したとしてもそれに見合う利用があるのかどうかということが議論されたわけでございます。当時、當麻地区の方につきましては、ゆうあいバスが運行しており、東西南北に網羅してもそれと重複するという部分も多く出てくるのではないかとというような論点もあったわけでございます。そこで、いわゆる合併前の新しいまちづくりに関するアンケートの中で上位を占めた「合併により役所が遠くなり、不便になる」という意見、また、新庄・當麻庁舎への人の移動を考慮して、またあわせて両町にあります公共施設のアクセスを目的として、施設間連絡のバスとして運行したと、こういう経緯でスタートいたしております。その後、當麻地区ではゆうあいバスというもので定着しているのに対しまして、新庄地区では葛城号の運行ルートのみで、それ以外の分については利用ができないという要望する声があったわけでございます。それを受けまして、平成19年4月にミニバスというバスを運行をあわせて開始するという事になったわけでございます。現在、両方、葛城号またミニバスを合わせまして、1年間で利用者数が約1万6,000から1万7,000人程度ということで推移いたしております。

バスの拡大、縮小につきましては、賛否両論があると考えerわけですが、担当部局といたしましては、もうしばらく現状の運行内容を継続しながら、1台の中で限られた車両でございますが、効率よく運行できるように今後も意見を求めて考えていきたいと、こういうことでございます。よろしく願いいたします。

西川議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 ごみ処理施設整備の進捗でございます。新焼却場建設予定の地元地域や周辺地域並びに進取取り付け道路の設計に必要な用地への測量や、不動産並びに山林の立ち木の鑑定に伴う立ち入りの了解をいただくために地権者の方々などと交渉を進めるのと並行しまして、10月には生活環境影響調査業務を、11月には立木、いわゆる立ち木等補償鑑定業務の入札を行い、現在、これらの業務に着手しております。また、今月には、進入道路の整備に係る測量、地質調査、設計業務並びに當麻クリーンセンターの解体撤去工事発注仕様書作成業務の入札を実施し、取得予定地の不動産の鑑定につきましても契約する予定でございます。建設予定の地元と市の協定につきましては、年内にも協定を結びたいという意向を地元の方は示

されております。

なお、新焼却場建設に反対の意向を示されております方々に対しましては、市との面談日を設定していただく依頼を現在、行っておるところでございます。

以上です。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 地域防災計画の策定についてでございます。災害対策基本法の規定に基づきまして、市の防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務あるいは事業につきまして。総合的な運営を計画したものでございました。これにつきましては、平成18年3月に策定を行っておるところでございます。

それから、防災防犯整備事業の中に、防犯灯の設置に係る街灯整備事業の補助金の経費が含まれておるところでございます。平成17年度から平成21年度までの5カ年間で325基の街灯を設置したということでございます。今後、大字の方の防犯灯の設置に係る補助事業につきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 中島消防長。

中島消防長 防災防犯事業並びに消防施設整備事業の進捗状況でございます。

まず初めに、防火水槽の整備でございますが、合併以来、平成21年度までに7カ所の新設防火水槽を整備をいたしまして、総事業費6,336万2,000円でございます。今年度におきましても、1カ所設置をするところでございます。なお、今後におきましても、さらに防火水槽の整備を図り、災害に強い消防水利の充実を図っていくところでございます。

しかしながら、この事業は継続的的事业でございますので、平成21年度から新市建設計画の事業から除外いたしまして、総合計画の事業といたしまして、防火水槽の整備を図っていきたいと考えておるところでございます。

次に、消防ポンプ車の増車でございます。現在、消防団がポンプ車6台、消防署がポンプ車2台、水槽付ポンプ車1台、可搬ポンプ付積載車1台の計10台を保有しておるわけございまして、消防団のポンプ車につきましては、平成22年度までに3台の更新をさせていただいているところでございます。増車につきましては、現在、消防団の屯所が市街地にございまして、また、消防署からの出動も道路網の整備により、容易に出動が可能であるため、国がお示しをいただいております消防力の基準に達しておるわけでございます。今後は、消防ポンプ車両の更新の計画をしているところでございます。

また、車両全般につきましては、平成25年4月に広域化を目指しまして、奈良県消防広域協議会でいろいろと協議をされているところでございますので、その動向を見ながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、消防団緊急伝送システムの整備でございますが、これにかわるものとして、平成20年度から緊急時携帯一斉メール配信システムを利用いたしまして、消防団員及び消防職員並びに特別職、市の部長級等、関係幹部職員の約190名に対しまして配信をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 各部長からご答弁ありがとうございます。この中で2点について、ちょっと質問を加えたいと思います。

コミュニティバスですね。コミュニティバスの当初の事業費というのは4億5,000万というのが当初事業費で上げられているわけですね。部長が今、お話あったように、初めからそういう大きなことはできないということで、私もそう思っています。だから、試行的な段階を続けているんだと、こういうふうを考えているんですけどもね。しかし、いつまでもそんなことを言ってしまうと、この合併特例債というものが使えなくなるわけですね。だから、平成27年3月までですけども、その間にきちっとしたお答えを出されるのかどうかですね。こんなのは買うか買わないかと、ルートの問題ですから、そういう新市建設計画の間に拡大するのか、縮小するのかというようなお答えを出されるのかどうか。そのところをお願いします。

西川議長 森川企画部長。

森川企画部長 このバスのことにつきましては、いろいろな場所で議論していただいているわけですので、判断にいたしましても、いわゆる担当だけの判断では行きませんので、要はこれからはいわゆる市民の方々にもそういう組織に巻き込んで検討していきたいというように思っております。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 だから、市民の方を巻き込んで検討するというのは、私はそれは何も言わないですけども、あともう時間がないですよということを申し上げているのでね。そのことについて聞いておいていただきたいと思います。

新市建設計画の中で一番大きな事業とされるのが、このごみ処理施設整備事業ですね。今、環境調査等入られたわけですが、これの今の段階で、予定をされている最終的な事業費というのは幾らを予定されているのかということと、あわせて今、今年度中に地区との契約をするんだと、協定をするんだとお答えありましたけれども、それ以降の、何遍も申し上げますが、これも平成27年3月までということでもありますから、その段階を、今の予定としての段階、予定ですね。お答えいただきたいと思います。

西川議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 ただいまの質問でございます。ごみ処理場の現在における予定事業費でございますけども、当初の事業計画が事業の停滞期間や整備予定候補地の変更などの諸般の事情で変わってしましまして、現時点での総事業費といたしましては、49億7,300万円となっております。

また、今後の方針というか、段階ではどういうふうな流れでなっていくのかというお尋ねでございますけれども、本年度の今後の事業といたしましては、国定公園における行為の許可申請書類の作成業務を契約する予定でございます。また、続きまして来年度の事業計画と

いたしましては、用地買収、立ち木等補償、當麻クリーンセンターの解体撤去工事、用地造成工事、進入道路建設工事等の事業を予定しております。

最後になりますけれども、新庄クリーンセンターの解体した跡地には、地元の意向も十分お聞かせいただきながら、リサイクル関連施設整備を計画しておりますことを申し添えておきます。

以上です。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 はい。新庄クリーンセンターの方は聞いてもなかったのにお答えをいただきまして、ありがとうございます。これは、リサイクルセンターに予定をしているということですね。

全体としてお聞きしておりますので、この4番目については以上にしておきたいと思いません。

最後、5番目になります。都市基盤の整備というところでですね。これもメインとされる事業かなというふうに思いますが、尺土駅前整備事業ですね。これについては、先に溝口議員が私に任すということでしたので、尺土駅前整備事業、また、中道・諸鉾線、弁之庄・木戸線ですね。及び上下水道の整備事業ということになっていますけれども、この4点、簡単にお願ひしたいと思えます。

西川議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、まず藤井本議員の尺土駅周辺整備事業の進捗状況ということで、お答えをさせていただきます。

現在、当事業におきましては、用地測量、土地鑑定評価が終わりまして、地元役員を交えまして地権者との協議を進めているところでございます。また、当初事業推進計画では、広場への進入路となります西側既設道路から、改良事業を実施すべく計画を立てておりましたが、地権者との交渉の中で契約完了部分から工事施行を実施するのではなく、全体的に移転交渉がまとまるまで工事に入らないでほしい旨の要望がございました。現在は、先に全ての移転補償費の算出を行うこととしております。

移転交渉に入らる中で、駅前を希望されている方が非常に多く、駅前に残る土地が限られていますので、できるかぎり近辺で協力願える土地所有者を並行しながら模索しているところでもございます。特急、急行停車駅であります尺土駅周辺は、通勤等に非常に便利がよく、住宅開発が進みまして残地が少なく、地権者の希望に添えないのが現状でございます。また、大字尺土内での移転希望される方も多く、移転交渉は難題ばかりでございます。しかし、駅前広場の完成を頭にえがきながら、今後も交渉に当たってまいりたいと思っております。

それから、次に中道・諸鉾線改良事業の今後についてはということでございますが、当改良事業につきましては、残事業となりますのが、新庄小学校、新庄給食センターの移転、それから用地のみの地権者が1件、用地家屋移転を伴いますものが2件となっております。現在はこの3件について移転交渉を行っているところでございますが、非常に難航しております。小学校、また給食センターにつきましては、予算措置の問題もありまして、なかなか方向が定まっていないというのが現状でございます。

次に、弁之庄・木戸線改良事業の今後の方針ということでございますが、新市建設計画に掲げました当路線は県道としての整備を要望し、その延長は165号線バイパス弁之庄より、165号線香芝市五位堂までの4.1キロということになり、県の方をお願いをしております。県におきましては、平成21年度高田土木事務所管内で作成いただきました管内将来道路網構想に、広域幹線道路として取り上げていただいております。土木事務所では県本課に上げるための数々の調査を実施していただいているところです。昨年は関係する高田市、香芝市、葛城市の3市を交え、聞き取り調査を実施していただいております。今後につきましても、早期実現に向け、要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 正田上下水道部長。

正田上下水道部長 上下水道部の整備の推進についてでございます。まず、中央監視システム整備事業につきましては、水道事業運営の基本方針を示す計画といたしましての水道事業基本計画、地域水道ビジョンの策定を現在、取り組んでいるところであります。この基本計画の中で、中央監視システム整備事業の整備概要等を示してまいりたいと思っております。また、連絡管工事につきましては、地震等緊急時、また渇水時のライフラインの相互融通を図る対策として、平成17年から平成20年までの4カ年で6カ所の接続工事が完了しているところであります。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 石田部長の方に何件か質問をさせていただきたいと思っております。

前後しますが、弁之庄・木戸線、これについては、同じような地区を県でやっていただくということで県をお願いしているということですよ。これはいいとして、中道・諸鋤線、南側ですね。今できているところより南側については3件の交渉が難航しているんだと。北側は給食センターがどうするか、方向を定まらないんだと、こういうことです。このまま行くと、もう今、現状をお示しいただいたので、お答えは結構ですけれども、このまま行っちゃうと合併特例債というものが使えなくなることになるでしょう、このまま行くと。要するに中途半端になっているわけですね。南も行けない、真ん中だけ空いていると。南の方はこれは交渉されるということで、難航しているけども、今現在、交渉されるということで、抜くということで考えていいんですね。給食センターの所をどうするか方向が今、定まっていないと、こういうふうに思っておいたらいいわけですね。

はい、わかりました。

尺土ですけども、これは本当に葛城市民が楽しみにしているというか、目に見えて早くやってほしいなど、私自身もこれを期待しているわけですけれども、地権者との話し合いで移転交渉は難航していると。今後も交渉、行くということですけども、実際に目に見えて工事に入るのは何年度ぐらいを予定されているか、これだけお聞かせください。

西川議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 何年度から実際に工事に入れるかというご質問なんですけれども、答弁させてい

ただいた中にもございますように、地権者側から既成事実をつくった工事を進めるなどという非常に強いお言葉をいただいておりますので、なかなかまとまったところから工事に入るといのが難しい状況でございます。できるだけ幅広く浅く、とりあえず移転交渉に入っていくということで、今現在、進めているところなんですけれども、何年から工事に入れるんだということなんですけれども、なかなか今現在の状況ではいつから工事に入れますという答弁は申し上げない状況でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 はい。次に進みますけども、非常に大変だというのはよくわかります。しかし、期限があるという計画なのでね、こればかりは。理事者の方、職員の方、一生懸命頑張っていたきたいとしか、言いようが今のところないです。お願いしておきたいと思います。

5つの分野について今、お聞きさせていただきました。この新市建設計画の当初につくられたんですけども、それ以降、追加されたものとか、新たに合併、新市建設計画に組み入れてされるというものがあるというふうに聞いておりますが、それは何なのか。また、その事業について、事業の内容と見通しについて、お答えいただきたいというふうに思います。

西川議長 森川企画部長。

森川企画部長 新市建設計画に新たに追加された事業という問いでございます。社会資本の整備総合交付金事業、いわゆる国鉄・坊城線と。この事業が新たに追加していくという計画でございます。それで、着手、進捗でございますけども、平成23年度から地元説明、そして工事に着手していくという計画を練ってくれております。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 簡単に説明してくださいと言ったんだから、簡単に説明していただきましたけども。平成23年度から地元の説明に入っていくということで、我々議会で言う平成23年度予算にはもう乗ってくるというふうに考えておいていいわけですか。

はい、わかりました。

5つの分野のこと、また新たに追加された事業について、お聞かせいただきました。

それで、今度、全体像について残された時間、また市長にも後ほどご質問させていただきますけども、現時点でこの新市建設計画というのが今の予定の中でどれだけ進んだのかということですね。それについて、総事業費はどれくらい進んだということについて質問させていただきたいのと、その現時点で進んだ事業費の中の特例債をどれくらい利用したのか、起債されたのかというもの、現在の分と、それと最終年度、平成26年度ですね。平成27年3月現在、今のまま進捗していくと新市建設計画事業というのはどれくらい成されるのかですね。実現できるのか、一番前でお話させてもうた新市建設計画の実現という部分で、最終はどうかと。その場合、特例債の利用というものがわかっているならば、どれくらい利用されるのか、お答えください。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 当初におけます新市の建設計画の総事業につきましては、157億6,400万円でございます。

した。合併特例債につきましては、92億4,650万円であったところでございます。平成21年度末においての新市の建設計画の総事業費として見られるのは155億3,273万9,000円でございます。合併特例債の起債総額につきましては79億7,740万円となっております。なお、平成21年度末で合併特例債をどれだけ使ったかということになりますと、10億5,710万円となっております。なお、平成26年度末におけます総事業費の予定なり、合併特例債ということになりますと、先ほど申し上げましたように、平成21年度末におけます総事業費の155億3,273万9,000円と、合併特例債の起債総額におけます79億7,740万円ということになっておる予定でございます。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 私の質問が間違っ、私の理解が悪いんですかな。今現在で、計画そのものはどれだけ終わったかというふうにお尋ねさせてもらっているんですが、平成21年度末で155億3,200万円というのは、平成21年度末での計画そのものの合計ですよ。だから、どれだけ終わったかというのは、もう出ていなかったら出ていないで答えをいただいて結構なので。これが最終になると、これぐらいになりますよということの金額ですよ。あ、違うか。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまのところ、今現在、その資料を持ちあわせておりませんので、また後刻ご報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、残り13分、山下市長には大変長らくお待たせをしたかなというところで、ただいま各担当部長からそれぞれの事業について進捗、また今後の見通しについて、簡単にですけども、わかりやすいようにご説明いただきました。

一番申し上げたいのは、この計画そのものの問題点というのは、期限があるということですよ。もうあと残されているのは4年余りだということで、今、部長からご苦労はかけているというのはよくわかります。ご苦労をかけているというのはわかりますけど、4年余りでこれだけいろいろな大きな事業が本当にやっていただけるのか、やっていただかなだめなわけですけども、この辺について、もうそれだけ期限が迫っている、4年なんていうのはすぐですよ。市長はなられてもう2年なんだから。もう4年なんてすぐなわけですよ。

学校なんていうのは100%しますと。学校関係についてはね。これはもう新市建設計画の計画どおりに進みますというお答えをいただいたわけですけども、それ以外の部分については非常に難しいというふうにお答えをいただいた部分もあるわけです。そのもので言いますと新クリーンセンターと大きなもの、また、尺土駅前、道の駅、つけ加えてJRの坊城線まで行くんだと。これを4年余りで行くということについては、本当に市長のやる気というものをを見せていただかないと、若干の不安というていいんですか、本当にできるのかと。4年というのは非常に短いし、その中でやっていただかなあかんという願いもしながら、疑問という言葉がええのか、4年で本当にできるのかなというものがあるかと思えます。ここで、

市長のやる気というものを見せていただきたいし、市長の手腕にかかっているという市民の思いもおこたえできるような新市建設計画そのものの、大きな意味での所見というものをお願いしたいと思います。

西川議長 山下市長。

山下市長 藤井本議員の質問に対しまして、答弁をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。私は一連の藤井本議員の質問等に関しまして、若干不安等はあるけれども、しっかりせいよという応援をいただいているものだととらえさせていただいております。それぞれ事業に当たらせていただいて、計画を始めた平成14年から見れば、もう既に10年近くたっておりまして、その事業の見直しなり、時代の流れ等も含めて、考え直さなければならぬ事業等もあるでしょうし、今、着手をしております尺土の駅前、新クリーンセンター等、これはどうしてもつくらなければならない事業であるというふうに考えております。その他の事業に関しましても、現在、着手しておることに関してあと4年間でこれは完成をさせていかなければならないというふうに思っております。

また、その意気込みで、各担当部長は答弁をさせていただき、困難な部分はあるけれども、しかしそれを前向きに確実に実現させるべく、今、鋭意努力をさせていただいておりますし、また、さらに馬力かけてやっていきたいなというふうに思っております。平成23年度以降も、予算の方に反映をさせていただくこともあろうかというふうに思いますけれども、藤井本議員を初め、議員各位におかれましては、この重要性を十分にご理解をいただきながら、また叱咤激励、応援をいただきますように心からお願いをしたいと思います。

西川議長 藤井本浩君。

藤井本議員 はい。それでは、あと、残り8分は私がしゃべらせていただきたいというふうに思います。

ここに18人の議員がいますけども、ちょうど私らより古い者がこの新市建設計画というものを見て、合併というものについて、それを見た上で、合併というものに賛同した、賛成をして今日合併に至っているというところで、ある一種の責任というものも感じています。だから、山下市長がおっしゃるように、私もこの新市建設計画をされるのに、私ら議員は後押しをするという、応援もさせていただく。もちろんそれは市民のためにさせていただきたいと思います。

月日がたつと、いろんな情勢が変わってくるというような言葉が市長の方からありました。ことしというものを振り返って、私、1つだけここで言うときたいことがあるんですが、新市建設計画の中にもありますから、外れていないと思います。人口のことについて、若干変化が出てきましたので、そのお話をさせてもらいたい。平成16年に合併してから今日まで約1,000人近く、900人余りですけども、葛城市の人口というのはふえました。年々何百人という単位でふえてきたわけですけども、この平成22年度から増加という傾向じゃなくて、横ばいという形になってきていると思います。ことしもあと20日ほどで終わるわけですけども、平成22年1月1日から、今月の1日ですね、11月末になる。11カ月間だけを見ても、もう15人しかふえていない。今月15人以上が減っちゃうと、平成22年度は人口減の年になっちゃう

やうと。これは、葛城市誕生後初めて経験することです。もっと見てみますと、今年度、平成22年4月から見てみますと、もう何十人と減っています。ここ数カ月、例えば9月、10月、11月、この3カ月を見ていけば、もう毎月減っていつている。2006年からですか。日本は人口減少の時代に入った。2005年を、ちょっと年度、間違っていたらお許しいただきたいけども、日本の人口は減ってきたという中で、葛城市、今までの施策が間違っていなかったのだということであらわすべく、人口増加というのは奈良県でも指折りに入れられて、何百人という感じですけども、ふえてきたと。葛城市総合計画を見てみますと、人口減少時代に入るけども、葛城市の人口は横ばいの推移を目的としているんだと、こういうふうに総合計画は可決した、決まっているわけですね。その中で私が思うのは、この伸びがなくなった、横ばいになってきたと、この3月だけを見ると減少だというのが、調べてもらったらわかります。しかし、今、新市建設計画を進めていく中で、そんなマイナスだけの要素じゃなくて、尺土駅前とか、JR地区の土地、JR地区区画整理事業ですね。こういうことが進むことによって、何も人口が減るところではないかというふうに思います。

だれかの質問にありましたけども、葛城市の人口よりもイノシシがふえるんじゃないかというような話も先ほど出ていましたけど、やはり人口というのはある程度の人口を保っていきたいと私自身は思っていますので、今、申し上げた新市建設計画の計画にのっとって、各部長は大変だとは思いますが、頑張ってくださいをお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

西川議長 これ藤井本浩君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、13日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時27分